

### 第三章 国語改革に向けた諸提案

#### —— 臨時国語調査会から国語審議会へ ——

#### 第一節 大正前期の国語施策 — 臨時国語調査会の成立以前 —

##### 一 教育調査会の発足

大正二年六月一三日、「教育ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議」する「教育調査会」の官制が公布される。

朕教育調査会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正二年六月十三日

内閣総理大臣 伯爵 山本権兵衛  
文部大臣 法学博士 奥田 義人

勅令第七十六号

教育調査会官制

第一条 教育調査会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ教育ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス

第二条 教育調査会ハ教育ニ関スル重要ノ事項ニ付文部大臣ノ諮詢ニ応シテ意見ヲ聞申ス  
第三条 教育調査会ハ教育ニ関スル重要ノ事項ニ付文部大臣ニ建議スルコトヲ得  
(以下略。)

(大正二・六・一三、官報号外)

これと同日に、「高等教育会議規則」「国語調査委員会官制」「文芸委員会官制」「通俗教育調査委員会官制」が、いずれも廃止されている。これらの措置は、政府の大幅な行政整理の一環として行われたものである。

本年度ニ於テハ行政整理ノ結果文部省並直轄各部ノ官制中ニ改廃ヲ加ヘラレタルモノ少カラス…中略…又新ニ教育調査会官制ノ公布アリ之ト共ニ高等教育会議規則廃止セラレ同時ニ国語調査委員会、文芸委員会、通俗教育調査委員会ノ各官制モ廃止セラル、ニ至レリ

(日本国文部省年報第四十三 (大正二年度分)「第一篇 省務提要 総説」より、大正四)

以下に見るとおり、教育調査会は、廃止された国語調査委員会に代わり、国語問題に関する事項を、同会の調査審議活動の一環として取り上げていくこととなる。同会は、国語調査委員会が「国語ニ関スル事項ヲ調査」する調査機関だったのに比し、「教育ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議」する調査審議機関であり、「大臣ノ諮詢ニ応シ」た答申と並び、自ら大臣に建議することもできる点で、より強力な権限を有する機関と言える。しかし、言うまでもなく、国語調査委員会が国語関連事項を扱う専門機関であったのに対し、教育調査会にとっては、国語問題は同会が扱うべき事項の一部にとどまるものであった。

同年六月三〇日、総裁、副総裁、委員として、以下の陣容が示された。

教育調査会総裁被仰付

正二位勲一等功二級伯爵

樺山 資紀

第一節 大正前期の国語施策 — 臨時国語調査会の成立以前 —

教育調査会副総裁被仰付

|                  |        |
|------------------|--------|
| 従三位勲二等法学博士       | 奥田 義人  |
| 従二位勲一等男爵         | 九鬼 隆一  |
| 従二位勲一等文学博士法学博士男爵 | 加藤 弘之  |
| 正三位勲二等理学博士男爵     | 菊池 大麓  |
| 従三位勲一等           | 江木 千之  |
| 従三位勲一等男爵         | 洪沢 栄一  |
| 勲四等              | 関 直彦   |
| 正三位勲二等医学博士男爵     | 高木 兼寛  |
| 正四位勲三等           | 岡田 良平  |
| 正三位勲二等           | 小松原英太郎 |
| 正五位勲二等           | 箕浦 勝人  |
| 従四位勲四等子爵         | 水野 直   |
| 従五位勲三等           | 早川千吉郎  |
| 正五位勲四等           | 改野 耕三  |
| 勲四等法学博士          | 桑田 熊蔵  |
| 勲四等              | 村野常右衛門 |
| 勲四等              | 豊川 良平  |
| 正七位勲四等           | 中野 武営  |

|         |       |
|---------|-------|
| 正五位法学博士 | 高田 早苗 |
| 従六位     | 杉浦 重剛 |
| 正七位     | 三土 忠造 |
|         | 鎌田 栄吉 |
|         | 成瀬 仁蔵 |

(大正二・七・一、官報)

この中には、国語調査委員会の委員長であった加藤弘之、仮名遣調査委の委員長であった菊池大麓、『中等国文法』(明治三三)等の著書を持つ三土忠造の名が見えるが、加藤以外、上田万年・大槻文彦・芳賀矢一ら国語調査委員会の主要な面々は含まれていない。

なお総裁はすぐに加藤弘之に交代、後に蜂須賀茂韶が引き継ぐ。副総裁には時の文部大臣が当たった。

二 教育調査会の活動

各年度『文部省年報』に載る「教育調査会」項の報告に従い、同会の活動概要を述べると、以下のようになる。

発足年度である大正二年度には、「総会ヲ開キタルコト八回、委員会ヲ開キタルコト九回」で、「本年度中文部大臣ヨリ諮詢シタル事項ハ教育基金令改正二関スル件、帝国大学、高等学校及官立専門学校学年開始期変更二関スル件、帝国大学法科大学修業年限短縮二関スル件、商業学校規程改正二関スル件、地方学事通則改正二関スル

件ノ五項ニシテ孰モ之カ調査審議ヲ了シ文部大臣ニ答申」し、「会員中ヨリ提出シタル建議案ハ皇道ニ依リ国民精神ヲ帰一セシムコト等ニ関スル件、修業年限短縮ニ関スル件、立憲的及世界的精神ヲ国民教育ニ普及セシムル方法ニ関スル件、学制改革ニ関スル件、学風改善ニ関スル件、女子高等教育ニ関スル件ノ六件ニシテ審議ノ末其ノ建議案第一項中ニ包含セル試験制度ヲ議了シ之ヲ文部大臣ニ提出」した。この報告中には、国語にかかわる事項は見いだせない。

大正三年度には、「総会九回、全委員会十回、特別委員会三十四回、通計五十三回」と会議数が増加し、その大半（総会三回、全委員会一〇回、特別委員会二七回）が「大学令及学位ニ関スル規定制定ノ件」（文部大臣の諮詢）と、「中等教育制度改正ニ関スル意見」（江木千之提出）等、その関連事項に関する審議で占められる中、「言語文字ニ関スル建議案」（九鬼隆一提出）と「国語文字改善ニ関スル建議案」（高田早苗、成瀬仁蔵提出）という国語問題に関する二つの建議案が審議されている。

大正四年度には、「総会十回、特別委員会十一回、小委員会三回、通計二十四回」で、前年度から継続の「大学令及学位ニ関スル規定制定ノ件」と本年度に諮詢された「大学令制定ノ件」が審議の中心となった。そうした中、「前年度ニ於テ会員ヨリ提出ニ係ル言語文字ニ関スル建議案（九鬼隆一提出）並ニ国語文字改善ニ関スル建議案（法學博士高田早苗外一名提出）ハ孰モ十月中旬総会ニ於テ議了シ文部大臣ニ建議セリ」とあり、国語問題に関する建議が成ったことが示されている。

大正五年度には、「総会一回、特別委員会二十三回」が開かれ、主に「大学令制定ノ件」について審議を重ねるが、議決に至らなかった。同年度、国語に関する事項が審議された旨の記述は見えない。

翌大正六年度には、『年報』「第一篇 省務提要」「総説」冒頭に「大正六年度ニ於テハ九月勅令百五十二号ヲ

以テ新ニ臨時教育會議官制ヲ公布セラレ内閣ニ臨時教育會議ヲ設ケ教育ニ関スル制度ヲ審議セシメラレ從來文部大臣ノ監督ニ属シタル教育調査会ハ同時ニ之ヲ廃止セラレタリ」と記すとおり、文部大臣監督下の教育調査会に代わり、内閣総理大臣監督下の「臨時教育會議」が新設され、教育調査会は、わずか三年で廃止された。

### 三 教育調査会による国語文字改善建議

前節で見たとおり、教育調査会には、その短い活動期間中に、国語問題に関する二つの建議案が提出されている。

まず、大正三年七月二四日、九鬼隆一が、菊池大麓・山川健次郎・関直彦の賛成を得て、「言語文字ニ関スル建議案」を同会に提出した。「わが国の学生は言語文字のために過重な負担を与えられ学力の進歩が不十分であるから、言語問題を改良する必要がある」（平井昌夫「国語国字問題の歴史」昭和二三による）という趣旨は、国語調査委員が発足の契機となった「国字国語国文改良ノ建議」（明治三三、衆院・貴族院で議決。第二章第一節二参照。）と通ずるものである。その要項は、次のとおり。

- 一、我が言語文字を平易簡明にして実際に適切なるやう整理軽減するため調査機関を設立する事
- 二、相当の方法を以て我が言語文字の一般標準となるべき国定字典を編纂する事
- 三、法令公文書等の字句を大いに平易簡明ならしむる事
- 四、特殊のものを例外とし一般の新聞雑誌書籍等の言語文字を限定する事
- 五、小学校教育の文字言語を現在よりも節減整理して簡易ならしむる事

続いて、同年一〇月一五日には、高田早苗と成瀬仁蔵が、加藤弘之・鎌田栄吉・江原素六・三土忠造・箕浦勝人・関直彦らの賛成を得て、「国語文字改善二関スル建議案」を提出した。その要項は、以下のとおりで、相当に踏み込んだ口語文・ローマ字採用論となっており、「方言を調査し標準口語を確定する」など、国語調査委員会の基本方針（第二章第一節三参照）を髣髴とさせるものとなっている。

（甲）方針

国語を整理して之を簡易にするがため実用文体は口語文に一定し日用文字としてローマ字を採用し他の各種文体及び仮名漢字は之を古典及び趣味用として保存する事とす

（乙）実行

一、政府に於て調査機関を設け国語改善に関する調査研究を為し特にローマ字綴りの方式採用普及の方法其の他を研究する事

二、国語国文を整理統一し且つ之を簡易にする方法を実行する事

イ、方言を調査し標準口語を確定する事

ロ、国民に周知せしむべき官公文書類は特別の必要なる外総て平易なる口語文を用ふべし

ハ、願書届書類には口語文を用ふるを許す事

ニ、小学校中学校に於て教授する作文は口語文に依らしめ国文漢文に関するもの、外は一切口語文の教科書を用ふる事

ホ、官報その他に於ては外国語固有名詞に漢字を宛てず総て仮名を以て書することとし普通名詞も原語のまゝに使用するの便利なるものは強ひて翻訳せず原音を仮名にて写す方針を採る事

ヘ、任官辞令の如きは漢文を用ひず総て書き下す事

三、ローマ字採用の準備且つ其の実験的研究のため左の如き諸事項を実行する事

イ、社会の情勢は漢字仮名の外ローマ字使用の必用漸次増加せるを以て義務教育期間に於てローマ字を教ふることを得る条項を小学校令中に規定し中学高等女学校師範学校等に於ては特にローマ字を課する事

ロ、小学校以上の学校に於てローマ字を記載したる教科書を用ふるを許す事

ハ、ローマ字を以て完全なる日本歴史辞書を編纂し又重要な典籍をローマ字に書き直す事

ニ、諸官省に於て適当と認むる場合には成る可くローマ字を用ふる事

四、民間事業にしてローマ字研究及び普及に功ありと認むるものには適當なる条件の下に補助金を下付し其の運動を奨励する事

ローマ字論は以前から唱えられていたものであるが、この時期は、ヘボン式を採る「ローマ字ひろめ会」と日本式を用いる「日本ローマ字会」との対立をはらみつつ、ローマ字国字論が盛んに論議されており、例えば、大正三年三月にはローマ字ひろめ会大阪支部幹事の桜根孝之進ら百名余の連署で「小学校にローマ字を教授する件」が貴衆両院に請願され、同年一〇月には日本式の推進者・田丸卓郎の『ローマ字国字論』が刊行され、翌大正四年にはローマ字雑誌が次々に発刊されるなどしていた。

国語調査委員会の廃止で途絶えた国語調査事業の再開を求める声も強く、大正四年二月には帝国教育会国語調査部長の沢柳政太郎が国語調査事業を進め国語調査を振興するよう同会が尽力すべきことを訴えている。

このように、上述の両建議案が唱えるローマ字国字論と国語調査機関設置案は、一定の世論的背景を有するものであった。

なお、教育調査会は、こうした国語国字問題に関する審議を進めるに当たり、「教育調査会調査部事務嘱託」であった保科孝一に委嘱し、「国語国字国文改良諸説梗概」(大正三・一、教育調査会)をまとめてもいる。同書は、「国語国字国文の海流問題は五十年来の懸案で御座いますから、世論として各種の意見が今日まで沢山あらはれて居ります。今その梗概と要点を摘出して見た」(同書序文)もので、「標準文体、漢字全廃、漢字存用、漢字節減、仮名専用、羅馬字専用、新国字、仮名遣改正」に関する運動史を簡潔に記している。

両建議案は、特別委員会での検討を経て、大正四年一〇月、同会総会において、以下のような案として議決され、文部大臣に建議された。この建議には、原案が唱えたような具体的な改善案は盛り込まれず、専ら、先年廃止された国語調査委員会を有力にした研究調査機関の設置を求める内容となっている。

#### 建議案

- 一、国語・国字・国文を平易簡明にし又時勢に伴ひて発達する思想を正確自由に発表し得る様研究調査する為有力なる機関を設置する事
- 二、右の機関は総理大臣の管理に属し総裁副総裁各一人委員八十人以内事務局長一人調査官及び調査官補等各若干人より成るものたる事

#### 理由書

国語・国字・国文の整理改善は明治初年以來の懸案にして政府は之が為一たび国語調査委員会を設置し調査に着手する所ありしも未だ十分に其の目的を達せざる中同委員会を廃止するに至れり依て茲に社会各方面の代表者識者専門家を集め有力にして權威ある研究調査の機関を興し国家百年の大計を図るを必要と認む

この建議は直ちに実施に移されることはなかつたが、政府や世論に影響を与え、国語調査機関設置を求める声

が諸方面から上がった。また、次節以降で述べるとおり、文部省官制中から削除されていた「国語ノ調査」に関する事項が復活し、省内に嘱託を置いて国語調査事業を再開するようになる。これは、教育調査会委員で、時の文部大臣であつた高田早苗の意向が強く反映したと思われる。

#### 四 文部省における「国語ノ調査」管掌部局の変遷

少し時をさかのぼるが、国語調査委員会が活動中であつた明治四四年五月九日、文部省官制が改正され、新たに「図書局」を設置、同局の管掌事務中に「国語ノ調査ニ関スル事項」が掲げられた。ここに、同省官制中に、国語調査事項の取扱いが初めて明記されることとなった。

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治四十四年五月九日

内閣総理大臣

公爵

桂 太 郎

文部大臣

小松原英太郎

勅令第四百四十四号

文部省官制中左ノ通改正ス

第四条中「三局」ヲ「四局」ニ改メ「実業学務局」ノ次ニ「図書局」ヲ加フ

第六条ノ三 図書局ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 国定教科用図書ノ編修及發行ニ関スル事項

- 二 教科用図書ノ調査、検定及認可ニ関スル事項
- 三 教育上必要ナル図書ノ編修及翻訳ニ関スル事項
- 四 図書ノ管理ニ関スル事項
- 五 国語ノ調査ニ関スル事項

(以下略。)

(明治四四・五・一〇、官報)

図書局は、明治二三年六月三〇日、「文部省分課規程」に「総務局ニ文書課、報告課、記録課、図書課ヲ置ク」「図書課ハ教科用図書ノ検定及教育上必要ナル図書編纂ノ事ヲ掌ル」と規定され、総務局「図書課」として設置されて以来（この図書局は明治二三年三月二五日に置かれた「編輯局」がそのもとなったものである）、官制及び分課規程の改正に伴い、明治二四年八月一七日には「文部大臣官房」下の七課中の「図書課」、明治二六年一月二日には大臣官房下の四課中の「図書課」、明治三〇年一〇月六日には文部省中の四局中の「図書局」となり、明治三十一年一〇月二二日には廃局されて「図書」事項は大臣官房管掌に移り、同年十一月一日に大臣官房下五課中の「図書課」として復活、明治三三年五月二〇日には前日に大臣官房から改められた「総務局」（明治三六・一二・四、大臣官房に再改称。）下の六課中の「図書課」となり、今般の改定で再び「図書局」に改組されたものである。前身の図書課時代から実質的に国語調査事項を管掌し、明治三十一年に保科孝一らを課内嘱託に起用して国語調査に当たったりもしていたが（第二章第二節参照）、先述のとおり、「国語ノ調査」が管掌事項として明記されたのは、今般が最初である。

図書局設置の翌日の明治四四年五月九日、「文部省分課規程」が改定され、従前の大臣官房中の図書課に代わ

り、図書局中に第一課、第二課の二課が置かれ、「国語ノ調査」は第二課管掌事項と定められた。

○文部省分課規程中改正 文部省ニ於テ昨十日文部省分課規程中左ノ通改正セリ

第一条第一項中「図書課」及同条第五項ヲ削除ス

第四条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フ

第五条 図書局ニ第一課第二課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 国定教科用図書ノ編修ニ関スルコト
  - 二 諸学校教科用図書ノ編修ニ関スルコト
  - 三 教育上必要ナル図書ノ編修及翻訳ニ関スルコト
  - 四 師範学校中学校高等学校小学校教科用図書ノ検定及認可ニ関スルコト
- 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 国定教科用図書ノ発行ニ関スルコト
- 二 諸学校教科用図書及教育上必要ナル図書ノ発行ニ関スルコト
- 三 教科用図書調査委員ニ関スルコト
- 四 国語ノ調査ニ関スルコト
- 五 参考図書ノ管理ニ関スルコト
- 六 他課ニ属セサル事務

(明治四四・五・一一、官報)

ところが、国語調査委員会官制廃止の日でもある大正二年六月一三日、文部省官制がまたも改正され、図書局を廃止、「図書ノ編輯」等の事務は普通学務局に移されるが、「国語ノ調査」はこれに含まれず、「国語調査」事項は同省官制から消えてしまうこととなる。

三年後の大正五年六月一四日、文部省官制を改正、「国語ノ調査」事項が復活する。

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

大正五年六月十四日

内閣総理大臣 伯爵 大隈重信  
文部大臣 法学博士 高田早苗

勅令第六十七号

文部省官制中左ノ通改正ス

(中略)

第六条中「図書ノ編輯、発行及検定」ヲ「学校衛生」ニ改メ同条第一項ニ左ノ一号ヲ加フ

十一 国語ノ調査ニ関スル事項

翌六月一五日には、文部省分課規程が改正され、「国語調査ニ関スル事項」は、大臣官房下に復活した図書課ではなく、「普通学務局第三課」の分掌事務と定められる。

○文部省分課中規程改正 文部省分課規程中第一条中大臣官房ニ図書課ヲ加ヘ従来普通学務局第二課ニ於テ掌レル図書ノ編輯、発行、検定及教科用図書調査委員ニ関スル事項ヲ同課ニ於テ分掌セシメ又文書課ノ分掌事務中中学校衛生及学校医ニ関スル事項ヲ普通学務局第二課ニ移シ同局第三課ノ分掌事務ニ国語調査ニ関ス

ル事項ヲ加ヘ昨十五日ヨリ施行セリ

(大正五・六・一六、官報)

## 五 国語に関する調査嘱託

前項で述べたとおり、大正五年六月以降、「国語調査ニ関スル事項」を扱うこととなった文部省普通学務局第三課は、以下の面々を、順次、「国語ニ関スル調査嘱託」として採用し、国語調査活動に着手していく。

(顧問) 上田万年 (主任) 保科孝一

後藤朝太郎 安藤正次 足利於菟丸 山口察常 元田脩三 江田準繩 日下部重太郎 山本信吉 高森良人 (書記) 池田伝治 大浜六郎

〔漢字整理案作成〕(主任) 服部宇之吉 松井簡治 上田万年 芳賀矢一 岡田正之 林泰輔 保科孝一 諸橋徹次 (補助員) 山口察常 高森良一 竹田復 後藤朝太郎

〔アクセントの調査〕安藤正次 東条操 佐久間鼎 神保格

〔方言調査〕安藤正次 東条操 保科孝一 山本信吉

ここで主導的な立場に立ったのは、明治三十一年に図書課嘱託になって以来、国語調査委員会補助委員、教育調査会調査部事務嘱託など、文部省の国語調査事業に深くかわり、今般は嘱託主任となった保科孝一である。嘱託には、上田や芳賀といった国語調査委員会以来の面々のほか、漢字整理に諸橋徹次、アクセント調査に佐久間鼎と神保格、方言調査に東条操という、後にそれぞれの分野の大家となる人物たちが三〇歳前後の若さで加わっ

ているのが注目される。

以下、彼らが残した仕事の幾つかについて、略述する。

『漢字整理案』(大正八)は、国語調査委がやりかけていた漢字の字体整理事業を受け継ぎ、服部宇之吉を主任として完成させたものである。

(一) 本案ハ尋常小学校ノ各種教科書ニ使用セル漢字二千六百余字ニ就キテ、字形ノ整理ヲ行ヒ、其ノ標準ヲ定メタルモノナリ。

(二) 本案ノ整理方針ハ簡便ヲ主トシ、慣用ヲ重ンジ活字体ト手書体トノ一致ヲ図ルニ在リ。

(三) 本案ハ康熙字典ノ字形ヲ本トシテ整理ヲ行ヒタルモノナリ。

(以下略)

(同書「凡例」より)

同案の巻末に付された解説によると、「字画の簡易なものを採こと」「運筆の便利なものに従ふこと」「字形の釣合を整へること」「小異の合同を図ること」という方針で、個々の漢字の字体整理案が具体的に定められている。これが、後の国語調査会が発表する字体整理案の基礎となり、さらには第二次大戦後の当用漢字の字体にも影響を与えていくこととなる。

『英国に於ける語法上の術語選定運動』(大正六)、『外来語問題に関する独逸に於ける国語運動』(大正七)、『外国に於ける国語問題』(大正八)は、我が国の国語問題の解決を図る参考とすべく、欧州各国における国語運動の状況を調査した報告で、保科が欧州留学中(明治四四―大正二)に収集した諸文献の抄訳が主内容である。いずれも保科と安藤正次が担当した。

アクセント調査に関しては、『アクセントとは何か』(大正八)と『国定小学読本巻の一二のアクセント』(同年)が公刊されている。

方言調査に関しては、大きな事業が幻に終わっている。

国語調査委員会が全国的な方言調査を行い、その結果を『音韻調査報告書』『音韻分布図』『口語法調査報告書』『口語法分布図』(明治三八―三九)として公表したのは広く知られるところである。その後、同委員会は、更なる組織的な全国方言調査を行い、その報告をまとめかけていた。明治四五年度『文部省年報』には、「音韻並口語法ニ関スル件」のうち、「音韻ノ部調査略終了」し、「口語法ノ部」も「本年度中ニ完成ノ見込」とあり、「次年度ニ於テ出版完成スヘキ予定ノ図書」に「音韻並口語法分布図」が含まれている(第二章第一節六参照)。然るに、その「次年度」に、同委員会は廃止され、これらの調査報告と分布図は完成されないままとなっていた。そこで、残された資料に基づき、東条操らが分布図と報告書の作成に取り組んだ結果、音韻分布図・約二〇〇枚、口語法分布図・約三〇〇枚が出来上がり、音韻報告書・口語法報告書も脱稿した。しかし、折から第一次世界大戦直後で、ドイツからの染料輸入が止まり、分布図の印刷が困難であったため、しばらく時期を待つこととした。ところが、大正一二年九月一日(既に臨時国語調査会が活動中)の関東大震災により、これら分布図・報告書の原図・原稿は灰燼に帰すこととなってしまったのである。

このように、普通学務局の国語嘱託は、国語調査に関する官立の専門機関が途絶えていた時期、すなわち国語調査委員会廃止の三年後から臨時国語調査会発足までの五年間にわたり、国語調査委員会の遺産を生かしつつ、臨時国語調査会に継承される事業を展開し、その欠を補う役割を果たしていた。



## 六 口語体公用文の試み

この時期、文部省が行った口語体公用文の試みは、近代の公的文書の歴史上、画期的なものである。

大正七年九月に成立した原敬内閣の文部大臣となった中橋徳五郎は、南弘を次官に迎える。原首相は大阪毎日新聞社長当時の明治三二年に漢字節減の論陣を張ったことがあり、中橋文相も南次官も漢字節減論者であり、中橋は口語文論者でもあった。

大正八年四月、南次官は、部内の公用文を口語体に改める旨の「次官通牒」を出す。中橋文相の意を体してのものである。

同年七月二十九日の官報には、中橋文相の名による、以下のような口語文体での文部省訓令が初めて掲載される。濁点、句読点が付されるのも、当時の公用文としては異例であった。

### ◎文部省訓令第六号

曠古ノ戦争ガ止ンデ平和ガ回復シタノハ世界人類ノ等シク祝福スル所デアアル。然シテ欧米ノ各国ハ、此ノ戦争ノ為ニ受ケタ創疾ヲ癒シテ国民生活ノ安定ト向上トヲ図ルニ最モ苦心シテ居ル。特ニ食糧問題ニ就テハ、何レモ戦後経営ノ一大方策トシテ、国ヲ挙ゲテ之カ解決ニ努メテ居ルノデアアル。

思フニ食料ノ問題ハ單純ナ時事問題トシテ見ルベキモノデナク、実ニ国運ノ消長ニ関スル永遠ノ事項デアアルカラ、我が国ニ於テモ、大ニ食料ノ増殖ヲ図ルト共ニ、国民ヲシテ雜穀甘藷馬鈴薯其ノ他ノモノヲ常用ニ供スル良習慣ヲ養ハセナケレバナラヌ。而シテ之ガ実行ニ就テハ国民ノ自覺ト理解トニ依ル外ハナイ、随ツテ

学校ノ内外ニ於ケル教育ノ力ニ俟ツモノガ頗ル多イノデアアル。故ニ教育ノ任ニ当ル者ガ常ニ真摯ナ態度デ、此ノ問題ノ講究ニ勉メルコトハ勿論、之ニ関スル政府ノ施設学者ノ研究ノ結果ヲ会得シテ之ヲ教授ノ實際ニ応用シ、学生生徒児童ヲシテ食糧問題ニ関スル理解ヲ得サセ、混食代用食炊事ノ改良養鶏養豚及ビ果樹蔬菜ノ栽培等、苟モ学校ニ於テ実行ノ出来ル事柄ハ直ニ実行シ、之ヲ家庭ニ之ヲ社会ニ及ボスコトガ最モ緊要デアアル。地方長官及ビ学校当事者ニ於テハ、能ク此ノ趣意ヲ心得、之ガ実行ヲ促スト共ニ、進ンデ弘ク其ノ宣傳ニ努メ、国家ノ期待ニ副フコトヲ切ニ希フ所デアアル。

大正八年七月二十九日

文部大臣 中橋徳五郎

保科孝一の回想(「国語問題五十年」)に従えば、中橋は保科に上掲の「訓令を起草するよう命ぜられた」という。

そして、この訓令は「口語文であるというので、印刷局では前例がないからといって受け付けなかった。しかし、口語文そのものは掲載を禁ずるという法規もない、ただ前例がないというだけだから、だんだん交渉の結果、ついに掲載されることになり、その後数回にわたり、各種の口語訓令が発表された」という経緯も伝えている。

口語文による訓令は、同年八月六日の第七号、八月一八日の第八号、九月一九日の第九号と続いた。いずれも発令者は中橋文相である。

◎文部省訓令第七号 戦後経営ノ方策トシテ国民生活ノ充実ト国富ノ増殖ヲ図ルコトハ今日最モ緊要トスルトコロデアアル。(以下略。)

◎文部省訓令第八号 国民生活ノ充実ト国富ノ増進ヲ図ルコトハ今日ノ急務デアツテ、国民挙ツテ勤勉力行

スルノ必要デアルコトハ、曩ニ訓令ニ於テ述ベタ通デアルガ、(以下略)

◎文部省訓令第九号 児童生徒及学生ノ近視者ガ年ト共ニ増加シテ来タノハ誠ニ憂フベキ現象デアツテ、(以下略)

ただし、続く一〇月二八日の訓令第十号は、同じく中橋文相の発令ではあるが、口語文とはなっていない。

◎文部省訓令第十号 明治二十一年文部省訓令第二号ハ之ヲ廃止ス

結局、大正八年中に出た一〇件の文部省訓令のうち、口語文となつたのは上掲の第六、七、八、九号の四件に止まり、第一―五号と第十号とは口語文となっていない。翌大正九年中の文部省訓令一二件でも、九月四日の第十号の一部に口語的表現が見えるほかは、すべて文語文になっている。

上に見たように、中橋文相による訓令の口語文化は徹底したものとは言いが、従来の慣例から大きく踏み出した試みとして評価できよう。この試みが契機となつてか、鉄道駅や郵便局などの民衆相手の掲示類も急速に口語文化が進んでいく。

なお、この時期、文部省普通学務局から、『口語文用例集』第一輯(大正九、『口語文用例集』(大正一〇)といった公用文の口語化を意識した用例集も刊行されていく。

そして、この原内閣・中橋文相の下で、大正一〇年六月二五日、官制により、「普通ニ使用スル国語ニ関スル事項ヲ調査ス」る臨時国語調査会が発足する。国語調査委員会廃止後八年にして、国語調査を専門とする官立機関が再び設けられることとなった。以降、国語調査は、この臨時国語調査会を中心に展開されていく。

## 第二節 臨時国語調査会

### 一 臨時国語調査会の発足

大正一〇年六月二四日、原敬内閣総理大臣、中橋徳五郎文部大臣の下、官制臨時国語調査会が発足した。国語施策に関する委員会は、国語調査委員会廃止以後、しばらく設置されていなかったが、大正期に再び国語国字問題への関心が高まっていく中、大正七年九月に成立した本格的政党内閣の首相である原によって調査会が設けられたのである。原自身、新聞社時代には漢字節減論や振仮名論についての論説も著しており、国語国字問題への関心も強かつたものと思われる。また、原のみならず、大阪商船(現商船三井)社長を務めた実業家出身の中橋や、文部次官南弘らも国語施策には積極的であつた。例えば、大正八年四月に南次官による部内の口語体公用文導入の通達があり、同年七月二九日に文部省の訓令第六、七、八、九号ではじめて口語体がいられることになる。さらに大正九年一月や一〇年五月には普通学務局から「口語文用例集」が刊行されている。これらは国語施策に対して積極的であつた原内閣の姿勢の現れとみなすことができる。また、教育全般に対する取組みにも熱心で、大正七年一二月六日制定の大学令をはじめとする教育制度の充実を図っており、大正九年四月二七日には教科書調査会も発足させている。

しかしながら、それでも当時の国語施策に対し強い発言力を持っていたのは、政府以上に新聞社や出版社といった報道機関であつた。いわゆる大正デモクラシーの風潮を牽引し、大衆文化社会の形成を担った報道機関の

力は、明治時代のものとは違った側面を持っていた。例えば、保科孝一が昭和二十七年刊行の『ある国語学者の回想』において記しているところに従えば、「当時政党内閣であつたから、いちばん恐しいのが新聞で、新聞にちよつとたたかれても、党勢に及ぼす影響はすこぶる大きいので、各政党とも、新聞のごきげんを損じないように、用心していた。」と言う。国語施策におけるメディア界の影響を髣髴とさせる発言である。また後の加藤高明内閣の折に、行政改革のおりを受けて臨時国語調査会が廃止されそうになった時は、新聞社側の意向を受けて継続したと、保科は述懐している。学者のみの国語調査委員会が官制改革によつて廃止された経緯や、新聞や雑誌といったメディアの協力がなければ国語施策も普及し難い現実を考えるならば、同調査会が国語施策における実践という面について、以降につながっていく一つの在り方を示していたと言える。

同調査会を管轄した部局は、文部省図書局第一課の国語調査室であった。国語調査に関する事項については大正九年四月二十七日以降、普通学務局から図書局第一課に移管していた。ただし大正一三年一二月からは、図書局第一課は編集課に名称変更されている。また、当初の予算として一六、〇〇〇円（大正一〇年度）が計上されていた。

会長には帝室博物館総長・図書寮長官で、臨時仮名遣調査委員会委員として国語施策にも大いに関与した森鷗外が任命され、東京帝国大学教授上田万年以下三四名の委員が選出された。発足当時の会長であつた森鷗外は、大正十一年七月に死去したため、同年七月二十七日付で上田万年が会長に任命され、以降職務に当たつた。臨時国語調査会に臨む鷗外の態度がどういったものであつたのかについては、任期中の死去という事情からよく分からない。ただ、保科孝一が前掲書で述べているところに従えば、仮名遣改定に賛同していたと言ひ、一方、国語学者山田孝雄の主張によれば、改定には断固反対であつたと言う。山田は昭和六年八月に発表した論文「再び文部省

の仮名遣改定案に抗議す」の中で、以下のように鷗外がかなり具体的に批判的な立場であつたと述懐している。

臨時國語調査会の会長をしてをられた森林太郎博士から、屢々その國語調査会にあらざ、國語破壊会であるといふ憤激の語を洩された事は一再ならず、直接承つてゐた。…中略…ある時自分が、しかし、あなたが會長をしてゐられるから、まさか破壊などいふ事にはなりませんまいといふ様に申した事もあつたが、まあ自分が奉職してゐるうちは何とかして喰ひ止めるやうにするとはいはれた事もあつた。漢字の如きは或時山田君悦んでくれ、まあ康熙字典の所で喰ひ止める事にしたからなどといはれた事であつた。

いずれにせよ臨時仮名遣調査委員会当時、徹底した仮名遣改定反対論者であった鷗外がいなくなつてからの臨時国語調査会で、積極的に常用漢字案や仮名遣改定案が示されたことになる。そこには、やはり印刷・出版といった実用的な動機も働いていたと見るべきであろう。

同調査会名で発表された諸案は次の九件である。その多くは大正年間に集中しており、昭和以降に発表されたものは、国号呼称に関するものを除いて、それまでに発表された案の修正が主となっている。

- 一 常用漢字表  
（大一二・五・九官報三三〇号附録雜報六）
- 二 略字表  
（大一二・五・一一官報三三三三三号附録雜報七）
- 三 字体整理表  
（大一二・五・七七官報四六一一号附録雜報一五四）
- 四 仮名遣改定案  
（大一二・四・一一二八官報、一二・一八ノ二・二五ノ三・四官報、三・四官報三七五七号附録雜報八六）
- 五 仮名遣改定案補則  
当字ノ廃棄ト外国語ノ写シ方（大一二・五・一二官報四一一三号附録雜報一四六）
- 六 漢語整理案

- ソノ二 (大五・一二・八官報四二八七号附録雜報一七六)  
ソノ三 (大五・一二・一五官報四二九四号附録雜報一七七)  
ソノ四 (昭二・三・九官報五五五号附録雜報一八七)  
ソノ五 (昭二・六・八官報一三一号附録雜報二二〇)  
ソノ六 (昭二・六・一五官報一三七号附録雜報二〇一)  
ソノ七 (昭二・七・二〇官報一六七号附録雜報二〇六)  
ソノ八 (昭二・七・二七官報一七三号附録雜報二〇七)  
ソノ九 (昭二・一〇・一九官報二四三三号附録雜報二一九)  
ソノ十 (昭二・一〇・二六官報二四九号附録雜報二〇〇)  
ソノ十一 (昭二・一二・二七官報二八三三号附録雜報二二五)  
ソノ十二 (昭二・一二・二八官報三〇一号附録雜報二二八)  
ソノ十三 (ソノ一) (昭三・一二・五官報五八二二号附録雜報二七四)  
(ソノ二) (昭三・一二・一九官報五九四四号附録雜報二七六)  
七 常用漢字表ノ修正 (昭六・六・三官報一三三六号附録雜報三九五)  
八 仮名遣改定案ノ修正 (昭六・六・三官報一三三六号附録雜報三九五)  
九 国号呼称統一案 (昭九・三・一九、會議決定)

以下、これらの国語施策に関する建議について、常用漢字表、漢語整理案、仮名遣改定案、国号呼称案の順で

概観する。

## 二 漢字に関する施策

### 1 常用漢字表

臨時国語調査会が最初に着手した事項は漢字調査であった。国語施策上、国民教育への対応は不可避であり、しかも漢字問題は喫緊の課題でもあったと言える。この漢字調査には大正七年に文部省普通学務局国語調査室が示した「尋常小学校教科書漢字調べ」「高等小学校各種教科書漢字調べ」などが有用な資料として存在していた。残念ながらこれらの資料は大正一二年の関東大震災により焼失し現存していない。

同調査会では、増田義一委員を委員長とした主査委員会を大正十一年一月から発足させ、国民一般生活用としての漢字を主眼とした常用漢字案を選定審議していた。これを受けて大正十一年一月一六日、総会で「常用漢字表」を満場一致で可決し、大正十二年五月九日、官報(附録雜報)によって告示された。この漢字表は一九六二字から成る。また、大正十二年五月一日の総会では、簡略字体一五四字を示した略字表を賛成多数で可決し、同年五月一二日に官報により公示された。なお略字は、後に発表された「字体整理案」の中で、標準字体との関係で包括的に処理されることになる。

常用漢字表の「凡例」には次のように表記に関する指針が掲げられている。

一、本表ニナイ漢字ハ仮名デ書ク。

二、国有名詞ニハ本表ニナイ文字ヲ用キテモ差支ナイ。タゞシ外国(支那ヲ除ク)ノ人名地名ハ仮名書トス

ルコト。

三、代名詞、副詞、接続詞、感動詞、助動詞オヨビ助詞ハナルベク仮名デ書ク。

四、外来語ハ仮名デ書ク。

この「本表ニナイ漢字ハ仮名デ書ク」という一節からも明白なように、常用漢字表は政府発表の漢字制限案として大いに影響を与えることが予想された。事実、この常用漢字表をめぐっては、新聞・雑誌・出版業界の多くが漢字制限を支持する方向であり、全体的に臨時国語調査会の案に呼応する動きが見られたのである。大正二二年七月七日には「漢字整理期成会」が発足し、同調査会の常用漢字表を支持、また同年八月六日には東京・大阪の新聞社計二十社も、常用漢字表を支持する宣言を行っている。つまり、この常用漢字表は当時の報道機関がこぞって支持していたのである。しかしながら、常用漢字表に基づく紙面整理を実行しようとした大正二二年九月一日に関東大震災が起り、やむなく実施が見送られることになった。

その後、常用漢字表については、大正一四年五月一日に、大阪朝日新聞社と大阪毎日新聞社が「新聞用漢字の制限」「常用漢字音列表」を発表し、二四九〇字を選定している。これとは別に東京の新聞社、朝日・読売・報知・日日・万朝報、中外商業、国民と、後に加わった東京毎夕・東京毎日・中央の計一〇社は、臨時国語調査会の常用漢字表から三一字を除き、新たに一七九字を追加した二一〇八字から成る常用漢字を選定し、大正一四年六月一日には「漢字制限に関する宣言」を発表した。ここでは詔勅、法令、日本・中国の固有名詞、引用文を例外としている。

常用漢字の選定については、同調査会幹事の保科孝一による趣旨説明によると、材料を各種の方面から集めたものであることがうかがえる。

(一) 尋常小学校の各種教科書のなかに現はれてゐるもの、(二) 各新聞社において最も普通に用ゐてゐる漢字、即ち大出張小出張と称する漢字表、(三) 築地活版所・秀英舎等の印刷所において最も普通に用ゐてゐるもの、(四) 個人として常用漢字について研究されたもの等を材料として、だんだん研究を進めた。さうして、もつとも普通に使用されてゐてこれだけで国民生活上大体さしつかへないものと認めて決定したのが、今回の一千九百六十余字である。

また、常用漢字表の意図は漢字制限にとどまっていなかった。次に挙げる保科の説明からは、同調査会が今後手掛けていくべき国語施策についての並々ならぬ決意が感じられる。

なほ常用漢字の円満な実行を期するには、当字や漢語の整理を行ふことも必要であるが、さらに一層急要なことは字音仮名遣と国語仮名遣を整理することである。つまり常用漢字を実行すると、これまで漢字で書いてゐたもので、今後仮名書きにする場合が沢山あるが、そのとき第一に突当る問題は仮名遣であるから、これを発音的に整理することがもつとも緊要なことであるゆゑに本会は今後これらの調査を急速に進める筈で、すでにそれらの準備に着手してゐる。

## 2 字体整理案

一方、漢字字体の調査に関しては、臨時国語調査会に先行して文部省普通学務局第三課（国語調査室）の下で調査が行われていた。字体整理案の前に大正八年七月に発表された「漢字整理案」では、上田万年、服部宇之吉、林泰輔、松井簡治、岡田正之、保科孝一、諸橋轍次、後藤朝太郎、山口察常が担当していた。これら研究者を中心とした調査は国語調査委員会に近い性質を持っていた。ただ、この整理案は実行上十分な成果を挙げたとは言

い難いものであった。少なくとも活字メディアの協力がなくては、字体整理などおぼつかないものであったのである。

調査会の字体整理案について、保料は次のような意義を述べている。

現今社会に行われている漢字には正字あり俗字あり訛字あり、その間にまた慣用字なるものがあつて、一字にして数体を有するものも少なくない。しかもその取捨については人々の見るところかならずしも一致しないこれがためわが国民教育に実に甚しい禍を受けて居る。ゆえに文部省に於いてもこれを整理統一する必要がある。大正五年七月本省に調査委員を設け、大正八年七月漢字整理案を発表したのである。ついで臨時国語調査会が大正十二年五月常用漢字一千九百六十二字を発表したが、その内、乱、辞、証、烜、体、扨、龜等の如き字画の簡易な字体百五十四字を選定し、原字を捨ててこれを一般に慣用することゝした。しかるに常用漢字中字体の整理を要するものが他にも少なくないので、全体に涉つて調査を進める必要を認めた結果、本会では先般来その調査に着手し、この度いよいよその成案を得たので、これを発表するに至つた。現今の如く種々の字体が並び行われて居ることは甚だ不便であるから、これを統一しようということ、漢字は字画が複雑で学習上及び運用上頗る困難であるから、これを幾分なりとも便利なものにしたとゆうことが字体を整理せんとする主要な目的であるから、その調査方針としては、まづ社会の慣用にもつとも重きを置き字体の簡易なものを採用することゝしたが、しかし運筆の便否や字形の釣合等にも深く考慮したことは言ふまでもない。この調査を進めるについては康熙字典を基準としたが、一千九百六十二字中右の方針によつて整理された字体が約一千〇二十字になる。尚整理の結果常用漢字中、辨、辯が弁、餘、余が余になつたために二字を減じて一千九百六十字になるのである。わが国民は現今漢字の過重な負担に苦んで居るのであるが、若し

社会がさきに本会から発表した常用漢字表によつて漢字の制限を行い、今又本案による整理字体をひろく慣用する様になつたならば、以上の負担を軽減することが少なくないと信ずる。

この字体整理案でも保料は「本会は常用漢字の円満なる実行を期するために今後漢字の運用と漢語の整理の調査にもつぱら力を注ぐ予定である」と、決意のほどを述べている。

字体整理案の凡例には本案が康熙字典体を原則とした旨が述べられ、部首についても全体を整理する形で包括的に処理されている。

一、本案ハ先キニ発表シタ常用漢字表ニツキ、ソノ字体ヲ整理シタモノデアル。

二、本案ハ康熙字典ノ字体ヲ本トシ、コレヲ整理スルニ当リ現代ノ慣用ヲ深く考慮シ、字画ノ簡易ト運筆ノ便利ト二重キヲ置キ、字形ノ釣合ヲ整ヘ、小異ノ合同ヲ図ツタモノデアル。

三、本案ニオケル字体ノ整理ニヨリ部首ノ形ハ左ノ如ク変ル。

各漢字は毛筆手書きで書かれている。部首は新旧の形を対応させて示してあり、以降問題となる漢字について部首順に、採用された字体は大字で、康熙字典体は小字で示されている。

### 3 修正案の発表

常用漢字表や字体整理案が示されてから、臨時国語調査会の主務は仮名遣い問題へと移行していった。しかし、漢字表に関する審議も継続され、昭和六年五月八日には常用漢字表の修正案が発表された。これにより常用漢字は一九六〇（一九六二）字から一四七字が削られ、新たに四五字が追加され、一八五八字となった。この修正案は、常用漢字表公示後の実行成績や情勢などを勘案して、十数回の討議を経て作成されたものである。この経

緯については以下の官報附録所収の一文からうかがうことができる。

常用漢字表及仮名遣改定案に関する修正

臨時国語調査会幹事 保科孝一

臨時国語調査会はさきに発表した常用漢字表および仮名遣改定案に対し、多少修正を加える必要あるを認め、先般来調査中のところ、今回その成案を得て左のごとく決定、去る五月八日会長より文部大臣にあてこれを報告した。

常用漢字表に関する修正

一、常用漢字表から削つたもの

云 仙 企 但 儒 兎 冠 凝 凸 凹 刈 勾 勾 匹 卿 叛 叱 吞 嘗 坐 垣 塚 妾 嫉  
宇 宛 宰 寡 岬 嶮 帖 廟 弘 循 忽 悅 威 托 捌 堀 効 李 杖 桶 梯 棚 槌 檜  
歿 穀 毫 洲 游 溝 漕 濫 灌 烏 焰 煎 煤 熊 燭 牒 狐 狼 猿 瓜 畔 疏 痕 眺  
睦 瞭 秤 稼 穿 笠 箇 篇 粟 紗 絞 纂 耽 聘 肋 肯 肴 脂 脇 腎 腺 膏 膳 白  
舅 艇 艘 芋 莖 萩 蒔 蓮 蔭 薦 薪 藍 蘇 虜 袂 袴 詣 誅 誼 誼 諫 諫 謂 謙  
貢 賑 赦 踏 蹟 蹴 輔 輝 辻 逢 那 釘 錦 鍛 鎌 閏 隅 霞 較 頃 須 頒 鐘 驕  
鯉 鼠 齊 (以上百四十七字)

二、新に常用漢字表に加えたもの

之 亦 伸 佳 俱 克 其 冗 剩 厥 咸 唯 喫 壞 妥 娼 宏 彰 悖 惟 慎 扇 披 描  
挿 斯 映 昭 汰 淵 爾 環 癖 肅 肇 脅 膺 璽 襲 諮 謬 輯 遵 錯 餐

(以上四十五字)

#### 理由

本会は大正十二年五月常用漢字表を発表して以来、その実行の円滑を期する為鋭意漢語の整理を遂行した結果に徴し、尚又新聞雑誌等で漢字の制限を実行した成績上時勢の推移とに鑑み、これに修正を加える必要を認めたので、昭和四年十二月より同五年十二月まで十数回にわたり、もつとも慎重にこれが調査を進めて、ここに本案を作成した。本案は常用漢字表一千九百六十字中より百四十七字を削り、更に新に四十五字を加えたので、結局百〇二字を減して総数一千八百五十八字になった。

ところが、こうした常用漢字表に基づいた漢字制限も、新聞社が率先して実行することにはならなかった。昭和六年九月一八日、いわゆる満州事変が勃発し、中国の地名・人名が多く含まれる報道により漢字制限の実施が事実上不可能になってしまったからである。

なお、以上の常用漢字表の修正案とともに、大正一三年に発表された「仮名遣改定案」についての修正も同時に発表された。

#### 4 漢語整理案

常用漢字案に関連して、大正一五年から昭和三年にかけて「漢語整理案」が「ソノ一」から「ソノ十三(ソノ二)」に至るまで計一五回発表された。この漢語整理案は、常用漢字の実行に伴い、漢字で書き表すことのできなくなる語の言い換えとして示されたものである。とりわけ新聞社にとっては、漢字制限に伴い情報伝達が阻害されることは断じて避けなければならず、したがって常用漢字表以外の漢字を使用しなくても紙面を構成できるように方策が必要であった。ここで取り上げられた漢語整理案は、逆に常用漢字表内の漢字を用いるだけでも

語彙数には不足しないということを宣伝、教育する効果もあったものと思われる。実際、新聞各社は、大正一二年に常用漢字表に関連して紙面の漢字制限を発表したが、それとも連動して、例えば大阪毎日新聞社は常用漢字表に伴う漢語整理についても着手している。大正一五年一月に「漢字制限に伴ふ新用語」として発表された漢語整理案である。調査会委員でもあった大阪毎日新聞社社長本山彦一は、「常用漢字字引序」として引用された一文の中で次のように述べている。

漢字制限は、時代の進化を促す当然の運動である。時代の向上に伴ふ必然の要求である。議論の時は、もはや過ぎて、実行の急に迫られてゐる。それは先づ新聞紙所載の用字から発足せねばならぬ。かくして今や漸く東西各社一様に相携へて、この目的に向つて進み得るの機運に向ひつゝ、あることを喜ぶ。記者諸君は筆をとるに當つて、すべからずこの革新期の到来に、直面順応せねばならぬ。暫つて時代の錯誤者となつてはならぬ。余が諸君の座右に、この一本を呈するのは、要するにかういふ意味からである。新定常用版のみによつて、新聞記事を草すること、それを社則の一つとして、厳守していただきたい。

常用漢字表の範囲内で紙面を構成するということは、新たに活字を作成する必要もないため、当時の活版印刷技術上から見て、極めて経済的かつ合理的なものであった。印刷業界の労働争議も激化し、職人たちの負担軽減も急務であり、社会的な時代背景を見据えた中で、国語施策も実施されていたのである。

そうした中で発表された「漢字制限に伴う新用語」は、漢語整理の段階にまで踏み込んだ斬新なものであった。凡例では、いたずらに難しい漢字を用いず、飽くまで常用漢字表の範囲内で済ますためにはどうすべきかを述べている。それを次に引用する。

一、本社の常用漢字表にない文字を用ひた熟語につき、その代用語を社内募り、かつ種々調査を重ねて得

た六百余語と、ほかに動詞、副詞、形容詞、接続詞等なるべく仮名で書いていたゞきたい主なものを左に五十音順にして掲げます。

一、採用の代用語については、不十分と思はれるものもあり、またこれで全部を尽したわけでもありません。この表を御覧になるについては、つぎのことに注意していただきたいと思ひます。

一、代用語といふのは、いつも原語を完全に代表してゐるわけではありません。甲語の代りに乙語丙語を代用するといふのは、乙語も丙語ともに甲語に全く同じといふ意味ではなく、ある場合は乙語が適当であり、ある場合は丙語が適当であるといふやうなつもりであります。

一、また文字通りに解釈する場合と、これが応用せられて形容的修飾的に用ひる場合とは違ひます。たとへば「叱咤」は文字通りには「しかる」ですが、「三軍を叱咤する」といふ場合には、「指揮する」となるやうなものです。無理にある熟語のみの代用語を求めるとなると、思想の発表に甚だ不自由ですが、その熟語をふくむ一句全体のいひあらはさうとする意味を考慮するならば、しひて代用語を求めずとも、立派な別の発表法を発見し得られます。表中の代用語で不十分不足の場合、または廃語とある場合は、どうかさうした考慮をして貰ひたいと思ひます。

一、要するになるべく常用字でございましたのが本社の希望でありますから御不満の点は、常用字の範囲内で適宜考案をお願いいたします。

一、本社の使用漢字は常用版振仮名つき三千字、単字二千四百九十七字、予備版振仮名つき一千五百五十字、単字一千二百字であります。予備字は常用モノタイプのほかにケースに保存してはありますが、これは数も少く、かつ採字に手数料がかゝりますから、やむを得ぬ——たとへば勅語のごとき——場合のほかは常



用版文字のみですますことにしていた。参考のために大正十四年二月大阪朝日新聞社と協定いたしました常用漢字表を掲げておきます。

一、動植物名およびある種の物名も仮名本位とし、他と判別しやすいやうに、かれい、けやき等のごとく、なるべく、けん点を用ひます、たゞし、梅、桜、猫、猿・犬等のごとき、動植物名以外の場合にも使用される文字は常用字として保存してあります。

一、ある熟語をその音そのまゝ、仮名とする場合、その前後の文字の関係上、けん点を用ひて下さい。なほ外国の地名人名、貨幣、度量衡、外来語（支那、朝鮮等を除く）はすべて片仮名を用ひて下さい。

新しい用語としては、次のような語が示されている。

|             |            |                       |
|-------------|------------|-----------------------|
| 齷齪（あくそく）    | 綽（渾）名（あだな） | 婀娜（あだつばい、あでやか、なまめかしい） |
| 匕首（あひくち）    | 晏如（安閑、安んず） | 諛誦（暗記、そらよみ）           |
| 浅墓（浅はか）     | 浅間しい（浅ましい） | 荒増（あらまし）              |
| 荒方（あらかた）    | 穴賢（あなかしこ）  | 穴勝（あながち）              |
| 天晴、連れ（あつぱれ） | 嗚呼、噫（あゝ）   | 購ふ（あがなふ）              |
| 崇む（あがむ）     | 商ふ（ふきなふ）   | 嫌らず（あきたらず）            |
| 諦む（あきらむ）    | 嘲る（あざける）   | 鮮か（あざやか）              |
| 欠伸（あくび）     | 明日（あす）     | 仇（あだ）                 |
| 興り（あづかり）    | 宛、充て（あて）   | 慌つ、遽つ、周章（あわつ）         |
| 数多（あまた）     | 予め（あらかじめ）  | 非ず（あらず）               |

有り、在り（あり）

誂へ（あつらへ）

所有（あらゆる）

余り（あまり）

安坐（あぐら）

難しい漢語は易しいものに（諛誦→暗記、周章→あわつ）、当て字は仮名に（浅墓→あさはか）といった原則が見受けられるが、ただ仮名に置き換えただけのもの（齷齪→あくそく）もある。いずれにせよ、こうした新聞社による実践例の流れを受けて、臨時国語調査会で「漢語整理案」が発表されていたことになる。漢語整理案に関して保科は、次のような意義を述べている。

電話やラジオの発達は目の言葉を避けて耳の言葉に重きをおかれる傾向を生じ、また新聞社でも印刷の能率を向上せしめるために漢字の制限を断行するの必要を感じて来たので、その結果漢語が自然的にあるいは人為的に整理せられる状態に立ち至つたことは、国語の健全なる発達をうながす上から見てもことに慶ぶべき現象である。

保科の言う「耳の言葉」を重視する場合、何としても聴いて理解できる語の選択がせまられる。そのためにも漢語は聞くことで区別可能な語に整理し直す必要があったわけである。同調査会による漢語整理案を幾つか抄出する（常用漢字表にないもの）。

|           |              |                   |       |
|-----------|--------------|-------------------|-------|
| 一貼。一服、一包  | 一輛。一台        | 一遍。一返、一度          | 一眸。一目 |
| 三絃。三味線    | 上梓。印刷、出版     |                   |       |
| 悠々 ゆうゆう   | 悠然 ゆつたり、ゆうゆう | 悠長 のんびり のんき ゆうちよう |       |
| 悠久 ゆう久、長久 | 幽邃 ゆうすい      | 優渥 優あく お手厚い       |       |

（漢語整理案ソノ一）

余蘊なし 余すところなし 庸才 凡才  
夭折 若死 早死

膺懲 打懲らす

(漢語整理案ソノ十三(その二))

保科の言う「耳の言葉」への対応とは、常用漢字で書き表せなくても耳で聞いて理解できるものは、仮名のみ(幽邃→ゆうすい)、あるいは交ぜ書き(優渥→優あく)で書き、耳で聞いただけでは意味が分からないものは代用語を選定する(庸才→凡才)ということである。しかも代用語には次のように外来語も用いられている。

|     |             |    |            |
|-----|-------------|----|------------|
| 閃光  | ひらめき・スパーク   | 問課 | 間ちよう・スパイ   |
| 管玄樂 | 管げん楽・オーケストラ | 汽罐 | 汽かん・釜・ボイラー |
| 厨夫  | 料理人 炊事夫 コック | 傭船 | 雇船 チャーターする |
| 輪廓  | 輪かく アウトライン  |    |            |

いわゆる「わかりやすさ」のために外来語も積極的に採用した態度に、漢字制限を明確に意識していたことがうかがわれる。そして保科の、

ことに将来仮名かローマ字を専用せんとする場合には、漢語の整理がそれに先立つてなし遂げられなければならない重要な事業である。

という発言からも、この漢語整理案における最終目標が何であったのかを十分にうかがい知ることができよう。

### 三 仮名遣いに関する施策

#### 1 仮名遣改定案

臨時国語調査会が発表した常用漢字表については、どの漢字を使用するかという選択的な要素や、いわゆる「わかりやすさ」という大義名分を前面に押し出していたため、積極的反対論が出にくいものではあった。しかし、大正一三年一月二四日に全会一致で可決された「仮名遣改定案」には、多くの反対論が出され、同案は厳しい批判にさらされることになった。同調査会は仮名遣改定案として「国語仮名遣改定案」と「字音仮名遣改定案」の二部を発表したが、両者に共通するものは現代の発音に準拠した仮名遣いであるという点である。この仮名遣改定は明治四〇年に設置された臨時仮名遣調査委員会以来の懸案事項であり、しかも臨時仮名遣調査委員会では結論が出ず、結局は歴史的仮名遣いで新教科書が編纂されるなど、仮名遣改定派にとっては挫折にも似た経験であった。それが調査会で、再び議論されることになったのである。仮名遣改定案の冒頭には次のような一文が記されている。

現今わが国に行われている国語および字音の仮名遣は、これを学ぶのに一方ならぬ苦心を要し、しかもあまりなくつかいこなすことが、なか／＼困難である。わが国民は、すでに漢字に苦しんでいるのに、そのうえ、むずかしい仮名遣とゆう重荷を負うている。本会がさきに常用漢字を公にし、さらにまた仮名遣の整理をはかつて、この改定案を発表するのは、文字の使用を容易にして国民教育の発達と国家文運の進展を促そうとするためである。

こうした前提の下、以下の「凡例」にある整理方針に従い、仮名遣改定案が発表された。

一、本案ハ大体東京語ノ発音ニヨリ、ナオ地方ニオケルモノヲモ考慮シテ整理シタノデアル。

二、本案ハ主トシテ現代文（口語、文語トモ）ニ適用スル。

三、固有名詞オヨビソノ他特殊ナ事情ノアルモノハ、シバラク従前ノ通トスル。タゞシナルベク本案ノ仮名遣ニヨル。

四、外国語ノ表記ハ別ニ定メル。

国語表記に関する通則は以下のとおりである。

第一条 国語の拗音を書くにはや、ゆ、よを右側下に細書する。

たゞし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。

第二条 国語の促音を書くにはつを右側下に細書する。

たゞし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。

第三条 国語のア列長音はア列の仮名にあをつけて書く。

第四条 国語のイ列長音はイ列の仮名にいをつけて書く。

第五条 国語のウ列長音はウ列の仮名にうをつけて書く。

第六条 国語のエ列長音はエ列の仮名にいをつけて書く。

第七条 国語のオ列長音はオ列の仮名にうをつけて書く。

第八条 国語のア列拗音の長音はア列拗音の仮名にあをつけて書く。

第九条 国語のウ列拗音の長音はウ列拗音の仮名にうをつけて書く。

第十条 国語のオ列拗音の長音はオ列拗音の仮名にうをつけて書く。

注意一 外国語の拗音促音の書き方には通則第一條第二條を適用する。

注意二 外国語の長音は通則第三条以下の場合の「あ」「い」「う」のかわりに「ー」をつけて書く。

また字音表記に関する通則は次のとおりである。

第一条 字音の拗音を書くにはや、ゆ、よを右側下に細書する。

たゞし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。

第二条 字音の促音を書くにはつを右側下に細書する。

たゞし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。

第三条 字音のウ列長音はウ列の仮名にうをつけて書く。

第四条 字音のオ列長音はオ列の仮名にうをつけて書く。

第五条 字音のウ列拗音の長音はウ列拗音の仮名にうをつけて書く。

第六条 字音のオ列拗音の長音はオ列拗音の仮名にうをつけて書く。

第七条 左の如き語は発音のまゝに書く。

|    |      |    |      |    |      |
|----|------|----|------|----|------|
| 銀杏 | ぎんなん | 天皇 | てんのう | 三位 | さんみ  |
| 法被 | はつぴ  | 十方 | じつぽう | 一辺 | いっぺん |
| 七宝 | しっぽう | 北方 | ほっぽう | 六本 | ろっぽん |

学校 がっこう 脚氣 かつけ 甲冑 かちゅう  
法度 はつと 雑貨 ざつか 立派 りっぱ

また「仮名遣改定案補則」として、「外国語ノ写シ方」「当字の廃棄」が発表されている。外国語表記については、「ウィ」「ウェ」「ウォ」を通則とし、「ジ・ヂ」「ジュ・ヂュ」はそれぞれ「ジ」「ジュ」とすること、また表記がゆれていた「チップ」「ニコチン」「チーク」「カーブ」「オーバー」「ベルモット」「ペランダ」「ボルト」などでは「ギ」「ヴィ」「ヴェ」「ブア」といった表記を避けることが示された。当て字については「浅墓」は「浅はか」「荒増」は「あらまし」と、仮名あるいは仮名交じりで表記することが求められたのである。特に当て字に関しては先述の「漢語整理案」とも関係している。

こうした「仮名遣改定案」は、戦後の仮名遣いの母体と言えるものである。また、発表当時は例外を認めなかった「ぢ」「づ」を「じ」「ず」に改めることや（後の改定で容認）、「言う」を「ゆう」で表記するなど、現行の仮名遣い以上に発音式で通している。当時としては大変急進的なものであった。

## 2 改定案への批判

急進的であることは、多くの反対を呼んだ。とりわけ国語学者の山田孝雄は、大正一四年二月に「文部省の仮名遣改定案を論ず」を著し、同調査会の仮名遣改定案について次の一四の問題点を挙げ、徹底的に批判した。

- (一) 仮名遣い改定の権能が調査会にはないこと
- (二) 改定の必要が見当たらないこと
- (三) 改定の目的が文字に対する偏見からきた恣意的なものであること

(四) 現行の仮名遣いに不都合は存在しないこと

(五) 調査会の改定案には一定の基準が存在しないこと

(六) 「ゐ」「ゑ」を廃棄したこと

(七) 「ぢ」「づ」を廃棄したこと

(八) 「くわ」を廃棄したこと

(九) 長音符を採用したこと

(一〇) 動詞の終止形を長音としたこと

(一一) 形容詞の連用形を長音としたこと

(一二) 四段活用動詞の未然形に「う」をつけるとしたこと

(一三) 名詞・用言の語幹中に長音を認めたこと

(一四) ウ列拗音の長音として示した例が誤っていること

制度上の欠陥や改定の根本原則から、改定案の国語学の問題点までも逐一指摘しながら、次のように結論付けた。

今回の改正案の目的如何といふことは吾人その明示せられたるを知らねば遂に忖度し難しといへども、その案に一貫の条理なく学理上の根拠なくして一方に極端なる表音主義をとりて国語の法格を無視するかと思へば、他方には全く旧来の仮名遣を保存せり。而してその末尾の音の仮名遣に至りては字音に於いては全く旧式を墨守し、国語に於いては条理一貫せず、而して従来国民間に殆ど誤りなく行はれ来れるものをも改めたること、上來述べし所によりても明らかなるべし。

吾人はなほ仔細に各語の用例につきて論ぜば論ずべきこと無きにあらざれど、この案の大体の価値既に上述の如くなれば今更論し立つるまでもあらざるべければ、こゝに結論を述べむと欲す。

要するに、この改定案は學術上の根柢を欠けるのみならず、国語の法格を破壊し國民の習慣を無視するものなるを以て吾人は総括的にこれが廃棄を望み、又漢字全廢の行はれむまではかゝる企を見合せられむことを望むものなり。而して将来に於ける漢字全廢の可否は吾人こゝに絶対的に中立の態度をとるものなるを声明す。然れども若し現代直ちに漢字を全廢すべしといふ論あらば、吾人は國民生活の現状よりしてこれに反対することを予め言明す。而して今の改定案の如きは漢字全廢の前提にあらざる以上、全く不急の事業たること既に述べたる所なり。

山田の根本的な批判は、国語学者からの意見ということもあつて世論に大きな影響を与えた。それに呼応する形で、文学者の中からも大きな反対の声があがつていった。大正一四年三月には芥川龍之介が「文部省の仮名遣改定案について」を著し、山田の批判を「サムソンの指動いてペリシテのマツチ箱のつぶるるに似たり」として喝采しつゝ、臨時国語調査会を次のように批判した。

我文部省の仮名遣改定案は漫然と「改定」を称すれども、何に依つて改定せるかを明らかにせず。勿論政府の命ずる所の何に依るかを明らかにせざるは必しも咎むべからざるに似たり。

我文部省の仮名遣改定案は金光燦然たる「簡」字の前に日本語の墮落を顧みず、理性の尊嚴をも無視するものなり。我謹嚴なる委員諸公は真にこの案を小学教育に実施せむとするものなりや否や。否、僕はこの案の常談たることを信ずるものなり。若し常談たらずとすれば、実施するの不可は言ふを待たず、たとひ実施せずとするも、我國民の精神的生命に白刃の一撃を加へむとしたるの罪は人天の赦さざる所なるべし。我國

語調査会の委員諸公は悉聡明練達の士なり。何ぞ大正の聖代にこの暴挙を敢てせむや。僕は正直に白状すれば、諸公の喜劇的精神に尊敬と同情とを有するものなり。然れども、語にこれを言はずや、「常談にも程がある」と。僕は諸公の常談の大規模なるは愛すれども、その世道人心に害あるの事實は認めざる能はず。

こうした批判は芥川にとどまらず、本間久雄「新仮名遣に就て」、木下太郎「仮名遣の問題」など、著名人からの批判が噴出することになつてしまつた。木下などは「仮名遣改定案」を次のように批判している。

今度新に制定せられたる仮名遣案の方は之（執筆者注、常用漢字表）と異り、歴史的の根柢を有する日本のオルトグラフィイを人工的に変更せむとするものである。人文の上に加へられたるこの暴力は直に之を肯定することが出来ない。

こうした流れを受けて、最終的には帝国議會でも問題として取り上げられることになつた。大正一四年二月三日の第五四回帝國議會衆議院教育改善及農村振興基金特別會計法案等委員会において、衆議院議員松山常次郎の質問に対し岡田真澄文部大臣は、

ソレデ文部省ハ此案ニ対シテ如何ナル方針ヲ採ルカト申シマス、文部省ハ既ニ屢々此点ニ付テハ失敗ヲ致シテ居ル、マダ研究ノ中途ニアルモノヲ教科書ナドニ採用致シマスト兒童ノ教育上ニ一層混亂ヲ生ズルコトガ出来マシテ教育上ニ却テ弊ガアルト考ヘテ居ルノデアリマスカラ、此委員会ノ報告ヲ直ニ教科書ニ採用スルトカ、或ハ文部省ノ公文書ニ採用スルト云フコトハセヌ積リデアリマス、

のように、仮名遣改定案を公文書や教科書には採用しない旨の答弁を行った。

政治的決着という形ではあるが、結果として仮名遣改定案は試案にとどまつたのである。

### 3 仮名遣改定案の修正

仮名遣改定案問題はしばらく平静を保っていたが、昭和六年に「ぢ」「づ」の一部許容を含めた「仮名遣改定案ノ修正」が発表されると、再び反対論が噴出することになった。この修正案は常用漢字表の修正案と同時に発表されたもので、全体的には部分修正にとどまったものである。

仮名遣改定案に関する修正

一、国語仮名遣改定案第二に左のたゞし書を加える。

たゞし(一)二語の連合によつて生じた「ぢ」「づ」はもとのまゝ。

例 はなぢ(鼻血) もらいぢぢ(もらい乳) ひぢりめん(緋縮緬) ちかぢか(近々)

たづな(手綱) みかづき(三日月) かなづち(鉄槌) つねづね(常々) まなづる(真鶴)

ぬまづ(沼津)

(二)同一音の連呼によつて生じた「ぢ」「づ」はもとのまゝ。

例 ぢぢみ(縮) ぢぢむ(縮) ぢぢに(千々に) つづみ(鼓) つづら(葛籠) つづく(続)

二、字音仮名遣改定案第三に左のたゞし書を加える。

たゞし(一)連声によつて濁る「智」「茶」「中」「通」等はもとのまゝ。

例 さるぢえ(猿智慧) わるぢえ(悪智慧) はぢやや(葉茶屋) ちやのみぢやわん(茶飲茶碗)

れんぢゆう(連中) くにぢゆう(國中) ゆうづう(融通) じんづうりき(神通力)

(二)呉音によつて濁る「地」「治」はもとのまゝ。

例 ぢぬし(地主) きぬぢ(絹地) ぢろう(治郎) せいぢ(政治)

理由

先きに大正十三年十二月本会より仮名遣改定案を発表して世の批判を求めたが、その結果一定の字音や国語に限り、清濁及び連呼の關係上ジズゼゾの用法は従前の通にありたいとゆう希望の多いのに考慮して、こゝにしばらく右に関する除外例を設けることにしたのである。

### 4 修正案への批判

このような修正案が出されたが、それでも批判は収まらなかった。むしろ世論的には高まりを見せていたとも言える。これには、文部省が翌年から改定される国定教科書で実施することを目指していたことが関係している。そのような中で、与謝野晶子が発表した「田中文相に呈す」における調査会批判は、先の山田の所論を踏まえながらも「天皇」を「テンノウ」と表記することは最大の不敬であるという、極めて政治的判断を要求する問題についても論及し、委員構成にまで触れる攻撃を行った。

端を岡田文相時代に発した今の臨時国語調査会と申しますものは、一二の非学問的な俗吏と一二の浅薄な通俗学者とが、専ら目前の便宜と云ふ上からのみ考へて「国語を現在の発音の儘に書かせよう。さうすれば記字法のために教育者も学生も労が省かれてよく、且つ実際に書くにも印刷するにも容易である」と云ふ立場から、主として其れに同感し相な顔触を朝野の学者と新聞記者とから多く選び、猶申訳に反対し相な学者と文人とを少しく加へて委員としたのですから、国語界の權威である新村出、山田孝雄両先生の如きは固より選ばれて居ず、委員の中でも、島崎藤村先生の如きは愛想を尽かして途中で脱退せられ、終始厳正に反対論

を披瀝せられた森鷗外先生は不幸にも歿せられました。

晶子の批判は鷗外の仮名遣い改定に対する憤死という世間評にも対応しているが、当時としては現場の意見を反映するという極めて斬新な人選であった調査会の、斬新さ自体が批判の対象となつてしまったわけである。

山田孝雄は昭和六年八月に「再び文部省の仮名遣改定案に抗議す」を発表し、仮名遣改定案を再度批判した。調査会の修正については「この改革を加へても決して、その案が、上等になつたとも見えず、かへつて不統一煩雑がふえた位のものである。」と断じ、仮名遣改定案の不備を一層痛烈に批判している。山田はの中で、仮名遣いの改定を取り上げた調査会の態度そのものを問題にしている。

かやうに伝統を無視し正不正の古来の標準を破るといふことは、一面言語の本性を知らぬ者の迷誤であり、一面は識者の現今憂慮してゐる悪思想と根柢を一にしてゐるものである。…中略…今古来の伝統を破り、新に一の方法を立てるとすると、それが成立すると仮想してその結果を想像するとそれが亦一の伝統となりて新に正不正の標準とせねば、規律が立たぬ事になる。かやうになると、その新たな標準を立てた人々が、その将来の事を予想すると我より古をなしたといふ快感を予期しうる事である。

その後も、昭和六年一〇月には与謝野寛「発音式仮名遣の非」などの反対論が出され、仮名遣改定案に対する批判は一層強まっていくことになる。

一方民間団体の中には、漢字制限をはじめ仮名遣い改定に熱心なものも存在していた。大正九年一月一日に山下芳太郎によって設立された「仮名文字協会」(後の「カナモジカイ」)は調査会の仮名遣改定案に対して「発音式仮名遣期成同盟」を結成し、積極的に賛同していた。

#### 四 国号呼称の統一

臨時国語調査会では、国語施策の問題として初めて、国号呼称が取り上げられた。漢字表記での「日本」は「ニホン」と「ニッポン」の二通りの読み方が存在し、どちらが正式なものであるかについては決着を付け難いものであった。この件について昭和九年三月一九日、「国号呼称統一案」が会議決定され、「ニッポン」を正用とする次の案が示された。

ニッポン又はニホンと呼び来れる国号の呼称は爾今ニッポンに統一すること

たゞし固有名称にしてニホンと呼ぶ習慣あるものは従前の通

日本橋 日本紀の局

又外国へ發送する書類には国号に NIPPON を用ゐ JAPAN を廃すること。

この「国号呼称統一案」は政府決定を経ることなく、飽くまで調査会案にとどまつた。しかし、この案を発表した後、郵便切手などにおける国号のローマ字表記には NIPPON が使用されることとなつた。国号呼称についての議論はその後、幾度か帝国議会でも取り上げられたが、一般的に「ニホン」という呼称も親しみ深いものがあり、いずれか一方に決定することは困難であるということから、「ニホン」「ニッポン」の二つの呼称が並立するという状態が今日まで続いている。なお現在、日本放送協会の『NHK放送ことはハンドブック』では、「日本」の読み方について次のように決められている。

(一)「ニホン」という発音のみを認める語

日本画／日本海／日本海溝／日本海流／日本髪 など  
(二)「ニッポン」という発音のみを認める語

日本永代蔵／日本国／日本国民／日本賞 など

(三)「ニホン」「ニッポン」の両用の発音を認めるもの

日本一／日本記録／日本犬／日本語／日本三景 など

(四)「ニホン」を第一とし、「ニッポン」を第二とするもの

日本アルプス／日本銀行

また戦後では、国際的な場での国号呼称が意識されるような時期に、この問題が国会で取り上げられることがあった。例えば、東京オリリンピックを控えた昭和三十九年三月一三日の衆議院内閣委員会では、野田武雄総理府総務長官が、国号呼称を検討するような「何か委員会でもつくとか、ほかに何か具体的に進めたいと思っております。」(高瀬伝議員の質問に対する答弁)と発言している。

漢字制限が人名や地名といった固有名の表記と関係していく中で批判が噴出していったように、国語施策における固有名の問題は、最終的には国号呼称にまで及ぶものであった。

### 第三節 臨時ローマ字調査会

#### 一 臨時ローマ字調査会設置まで

臨時ローマ字調査会は、「国語ノローマ字綴方ニ関スル事項ヲ調査」する目的で設置された。その背景には明治以来の宿命的な、双方相譲らぬつづり方の対立が存在した。そこで、臨時ローマ字調査会設置までのローマ字つづり方の歴史について概観しておく。

幕末から明治以降の国字改革の先駆けとしては、慶応二年一二月の前島密「漢字御廃止之議」(平仮名専用論)、明治二年五月の南部義籌「修国語論」(ローマ字専用論)が挙げられる。この二つの主張は平仮名専用論とローマ字専用論というように異なるものであるが、いずれも当時の漢文を正則とした表記法の改革を目指して表音文字を採用しようとしたものであり、更に言えば国語国字問題の始まりでもあった。

その後明治七年三月に、西周が『明六雑誌』第一号に「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」を発表した。同号には、西村茂樹が「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ発スベキノ論」を発表し、ローマ字専用の前にまず仮名文字専用を実施することを主張している。ローマ字と仮名とを比較し、国字としてローマ字を採用することを主張したものである。明治一二年一〇・一一月の南部義籌「以羅馬字写国語並盛正則漢学論」(『洋々社談』五九号・六〇号)が最初である。

ヘボン式ローマ字つづり 明治一七年七月、外山正一は『東洋学芸雑誌』第三四号で「羅馬字ヲ主張スル者ニ



告グ」を発表し、ローマ字論者の団結を主張した。外山は、後に東京帝国大学総長、文部大臣を務めた人物である。外山は、翌明治一八年一月一七日に矢田部良吉、神田乃武、B・H・チェンバレンらとともに、「日本語ヲ書クニ是迄用ヒ来レル文字ヲ廃シ羅馬字ヲ以テ之ニ代ヘンコトヲ目的」とする「羅馬字会」を設立した。羅馬字会は同年二月三日に四〇名から成る書き方取調委員会を発足させ、同一九日につづり方を決定公表した。そのつづり方の根本方針については、羅馬字会が刊行した「羅馬字にて日本語の書き方」に、次のように示されている。

(第一) 羅馬字を用ふるには其子字は英吉利語に於て通常なる音を取り其母字は伊太利亜語の音(即ち独逸語又は拉丁語の音)を採用する事

(第二) 仮名の用ひ方に拠らずして発音に従ふ事

(第三) 教育を受けたる東京人の間に行はるゝ発音を以て成るべきだけ標準とする事

このつづり方は、アメリカ人の宣教師で医師でもあるJ・C・ヘボンが、明治一九年に刊行した『和英語林集成』第三版(丸善商社)の中で用いたものである。羅馬字会のつづり方がヘボン式と呼ばれるのは、このことに由来している。なお、ヘボンのローマ字つづり自体は、彼が慶応三年に上海で刊行した『和英語林集成』(初版)にさかのぼるものである。その後、収録語を増補するとともに、つづり方を若干変更して、明治五年に第二版を刊行した。その後、さらに収録語を増補した第三版を刊行するに当たって、羅馬字会の依頼もあって、日本のローマ字運動のためならば小異を捨て大同に付くということで、見出し語のローマ字表記を羅馬字会式のものに改めた。

「羅馬字会」の機関誌『ROMAJI ZASSHI』の第一号が明治一八年六月に発行(明治二五年二月一〇日、第九一号まで)

の七年間)された。我が国の最初のローマ字雑誌であった。

日本式ローマ字つづり 羅馬字会が決定したローマ字つづりに不満を持っていた田中館愛橘は、明治一八年八月に「本会雑誌ヲ羅馬字ニテ発兌スルノ發議及ヒ羅馬字用法意見」と題して『理学協会雑誌』第一六巻に発表し、さらにこのつづり方を翌明治一九年一月の「羅馬字会」の総会に提出したが、否決された。そこで田中館は、翌明治一九年五月に「羅馬字会」から離れ、自らが提案したつづり字の普及のために「羅馬字新誌社」を設立した。

この田中館のローマ字つづりを「日本式ローマ字」と命名したのは、田丸卓郎である(そのため田丸式とも言われる)。彼は、明治三九年二月二五日に行われた理科大学物理学教室のニュートン祭でローマ字論を発表し、日本式ローマ字を唱道した。また、同日発行の『東洋学芸雑誌』第二二巻第三九号に「日本式羅馬字」と題して意見を述べた。これが「日本式ローマ字(羅馬字)」という呼称が用いられた最初であった。以降、彼は読売新聞(同年六月四日から二四日)に八回に分けて、日本式ローマ字つづりについて述べている。

田中館のつづり方は、田中館自身、寺尾式(東京帝国大学教授、名は寿)と呼ばれるべきだと述べているが、このつづり方の使用は、明治六年の黒川真頼「横文字百人一首」や西周、馬場辰猪、南部義籌の文献などに見られ、さらには蘭学者の徳川時代までさかのぼるものである。これは日本古来の五十音図の規則性を基にして、同じ行の音については、同一の子音字を使って書き表すというつづり方である。明治九年六月文部省刊の『ローマ字音図』も日本式に近かった。

明治一九年、羅馬字新誌社は日本式ローマ字の最初の月刊雑誌『Rōmaji Sinsai』(明治二・三・二〇、第一八号まで)を発行した。その後、明治四二年七月一〇日に、日本式つづり方による図書出版その他の事業の実施を目的

とする「日本のローマ字社」(N・R・S)が、田中館、芳賀矢一、田丸(いずれも東京帝国大学教授)によって設立された。「日本のローマ字社」は、大正四年五月五日に財団法人になった。

日本語ローマ字つづり方の基本的な違いは、以上のヘボン式と日本式に帰することができる。

明治三三年になると、文部省はローマ字問題に積極的な姿勢を見せて、非官制の羅馬字書方調査委員会(上田万年・神田乃武ら二三名)を設置した。同調査会が決定したつづり方は、明治三三年一月五日の官報に「羅馬字書方調査報告」として発表された。これは、ヘボン式に近いものであった。しかし、このつづり方に対する反対論が盛んになったため、実施には至らず廃止された。なお、この決定の廃止は発表されなかったため、一部では文部省式とも呼ばれた。

その後、日露戦後の明治三八年十二月七日にローマ字ひろめ会(RHK)が設立された。ローマ字ひろめ会は、「日本語をローマ字で書くことを広める」ことを目的にした組織で、初代会頭に首相の公爵・西園寺公望、初代副会頭に外相の伯爵林薫、初代名誉会頭に前首相の大隈重信を据えた。ひろめ会は、理論より実行ということを目指した大同団結によって生まれた団体であった。

この会が設立された背景には、明治三〇年代になって隆盛を極め、国会決議も通過させた言文一致運動から刺激を受けたということが挙げられる。それ以前、明治二〇年代の後半から、我が国の保守化の動きに押されて、ローマ字運動は活動が停止状態にあった。ローマ字ひろめ会は、『ローマ字ひろめ会史 一』の中で、羅馬字会を前身として、羅馬字会の再生したものが、ローマ字ひろめ会であると述べている。

ひろめ会が発足した当初、ローマ字のつづり方は各人各説であったが、明治四〇年一月一八日にローマ字つづ

り方委員(田中館座長、上田万年同研究会長。委員には藤岡勝二、田丸ら二三名)を委嘱し、明治四一年五月一六日、ヘボン式に若干の変更を加えたつづり方を標準のつづり方として採用することに決定し、同日評議員会の承認を得た。ヘボン式(羅馬字会式)を変更した主な点は、長音の符号に「ハ」(「やまがたと呼ぶ」)を用いてあ、おなどと書くこと、kwa, gwa, ye, woを削除することなどである。この改正したものが「標準式」と呼ばれるようになった。標準式は、五十音図表を吟味して、羅馬字会式つづり方が標準式の元であるとし、いわゆるヘボン式を日本語の現代音に近付けるように改正されたものと言える。

ローマ字ひろめ会はいわゆる標準式を決定した後も機関誌『Rômaji』の付録として、日本式つづり方による田丸卓郎編『Nipponsiki Rômazi』を創刊した(明治四三・三終刊)。田丸は、ひろめ会の会員であったが、ローマ字ひろめ会でのつづり方決定後に「日本のローマ字社」が設立されたため、ひろめ会を去ろうとした。しかし桜井義肇(新公論社社長。ひろめ会は創立当初より同社に事務局を置いていた)のあつせいで、日本式ローマ字による『Rômazi Shinbun』を月二回刊行するという条件でひろめ会にとどまった。同紙は明治四四年七月から『Rômazi Sekai』と改題して刊行が続いた。しかし同紙発行費の負担等の問題もあって、田中館、田丸らは明治四五年四月に、創立時から維持会員であったローマ字ひろめ会から退会、絶縁することになった。そのため、『Rômazi Sekai』は、同年の六月号から日本のローマ字社刊行となった。

日本式は、大正三年十一月、その後標準式と更に激しく対立することとなる日本式ローマ字の運動実行団体「東京ローマ字会」(土岐善庵が中心)を設立した。大正一〇年一月には、その東京ローマ字会を改組し、日本ローマ字会(N・R・K)を設立した。日本ローマ字会は、大正一五年三月二七日、田中館、田丸、芳賀らによって社団法人となり、会長に田中館、副会長に田丸を選出した。同会は、機関誌として『Rômazi Sekai』を発行し

た。

一方、大正一〇年三月一五日にはヘボン式宣伝のため、財団法人帝国ローマ字クラブが大阪に設立された。しかし、昭和十一年六月二六日に臨時ローマ字調査会でつづり字が決定し、翌年に訓令式ローマ字が実施されたところから休眠化し、長い間、不明法人であったが、昭和二十五年六月に解散した。昭和十三年二月四日には、主にローマ字ひろめ会を財政援助するため、門野幾之進の寄付金を元に財団法人標準ローマ字会（Z・H H・R・K）が設立されている。

なお標準ローマ字会は、昭和六一年一月四日に解散が許可されている。ローマ字ひろめ会の解散も同じころである。戦後、同名の社団法人ローマ字ひろめ会が昭和二十五年一〇月一三日に設立されたが、平成四年四月三日に法人資格が取り消されている。

現在、ローマ字関係団体で法人として存在しているのは、財団法人日本のローマ字社と社団法人日本ローマ字会であり、いずれも日本式ローマ字つづりを主張している。

## 二 臨時ローマ字調査会の発足

日本ローマ字会とローマ字ひろめ会の両陣営は、自分たちのローマ字つづり方が鉄道省や海軍省など公の機関に採用されるように、また現在の使用されているローマ字つづり方を変更するならば、しかるべき調査機関・調査会を設けて審議・決定するように関係大臣に申し入れていた。日本式・標準式（修正ヘボン式とも呼称される）の両陣営は、実に活発に働き掛けていた。

政府へのローマ字つづり方調査委員会設置の建議は、既に、臨時ローマ字調査会を設置する前の昭和二年二月二四日に、標準式支持の嘉納治五郎、阪谷芳郎、桜井錠二ほか十数名によって、総理大臣若槻礼次郎と文部大臣岡田良平に提出されていた。岡田文相はその前の年の昭和元年二月、全国の師範学校に対して日本式ローマ字を教えるべきことを訓示、また同年一月には今度は全国師範学校長会議で日本式ローマ字を教えるよう訓示していた。

その後、新たに文相に就任した田中隆三は、ローマ字つづり方統一のためのローマ字調査会設置の件で、昭和五年一月二九日に、鎌田栄吉、阪谷芳郎、嘉納治五郎、桜井錠二、上田万年、藤岡勝二、高楠順次郎（欠席）、田中館愛橋、田丸卓郎（欠席）、保科孝一を官邸に招待し意見を交換した。この諮問によって設置を可とした。臨時ローマ字調査会は、それから約一〇か月後に設置されたのである。

以上見てきたように、臨時ローマ字調査会設置の要望は国内のローマ字論者から出されたものであるが、その背景には、昭和三年七月にロンドンで開催された国際地理学会において、日本の地名のローマ字つづり方が大きく二通り存在し、不都合であるからどちらか一つに統一してほしいとの要請が決議されたということがあって、それが直接的な契機ともなっていると言えよう。

## 三 臨時ローマ字調査会の構成と総会での審議内容

### 1 臨時ローマ字調査会の構成

臨時ローマ字調査会は、文部大臣が会長を務めた。そのため、初代会長の田中隆三にはじまり、鳩山一郎、斎

藤実、松田源治、川崎卓吉、潮恵之輔、最後の平尾飢三郎まで七人が会長を務めた。委員は延べ一二五人（内臨時委員八人）に上り、幹事は延べ六人（内幹事長一人）、書記は四人であった。委員は、学者、内閣書記官長、法制局長官、各省次官、東西の外国語学校長経験者等を含め、この種の調査会ではかつてないくらいの權威ある陣容であった。

幹事長は、臨時ローマ字調査会が設置されてから廃止まで、文部省図書局長芝田徹心が務めた。幹事は延べ五人で、このうち法制局参事官森山鋭一と東京文理科大学教授保科孝一は、臨時ローマ字調査会設置から廃止までその任にあった。

臨時ローマ字調査会は、昭和五年一月二十六日の設置から昭和十一年六月三〇日の廃止までに、総会を一回、第一次主査委員会を二回、第二次主査委員会を一〇回、第三次主査委員会を三回開催した。

総会が開かれたのは、昭和五年一月一日から昭和十一年六月二十六日までの約五年半で、会場は文部大臣官邸であった。第一次主査委員会は昭和九年三月六日から同年七月一日までの約四か月の間に集中して開かれ、主として音声学・音韻学といった学術的ないし専門的な観点から調査審議した。同委員会は、第二一回総会（昭和十〇・一・一五）に審議経過を報告した。この時、新村委員より「主査委員会に於て、尚為べき種々の問題が遺されて居る様に思はれるので、此等の問題に就き、引続き調査審議を進めては如何か」という提案が出され、総会で採択された。これにより、第二次主査委員会が設置された。第二次主査委員会は、昭和十一年五月一〇日から同年七月二三日までの約二か月半の間に、主として新村委員の提案に沿って日本におけるローマ字の習慣・伝統及び外来語について調査審議を行った。その後、第二二回総会（昭和十〇・一・二二）において、阪谷委員から、これまでの調査研究を基礎として標準式と日本式の間で妥協案ができないものかとの発議があり、これが総会で認

められ、第三次主査委員会が設置された。第三次主査委員会は、昭和十一年一月一日から同月三十一日までの約二週間の間に小委員会を作つて決議案を作成した。三つの主査委員会は、それぞれ総会に委員長報告を提出している。

## 2 総会での審議内容

臨時ローマ字調査会が、どのような問題意識でどのような議論から始まったのかについて、第一回総会を中心に第五回まで、さらに原案を審議した第一三回及び第一四回総会の議事を通して、見ていくことにする。すべての総会の内容については紙幅の関係、重複もあり、後で見る三つの主査委員会委員長報告でこれに代えたい。

第一回総会は昭和五年一月一日文部大臣官邸で行われた。当日の出席者は、会長、委員二十七人、幹事長一人、幹事四人であった。以下、臨時ローマ字調査会が著作者となつて刊行した『臨時ローマ字調査会議事録上』（以下、『ローマ字』と略）から抜粋する。

冒頭に、文部大臣田中隆三は次のようなあいさつを行った。

今回臨時ローマ字調査会が出来たが、国家的に重大な問題である……中略……。官省の中でも陸地測量部・水路部・中央気象台では日本式を用い、鉄道省・商工省地質調査所では標準式を用ひて居る。又銀行・会社・商店には、右の二式が並び行はれるのみならず、他の方式も存在するのである。斯様に政府の公文書に二種の方式が並び行はれ、一定の標準のないことは、いろいろ不便があるばかりでなく、国の威信にも関することである。近來官庁に於ても、用語の統一を行ひ、内閣資源局では用語統一委員会を設けて、産業上の用語統一を図りつゝある折柄、官庁学校等に於けるローマ字用法統一には絶好の機会であるから、従來の行掛り

や感情に囚は、ことなく、大所高所より御考慮の上、円満なる解決を見るやう希望する。

尚文部省としては、何れとも定まれる考えはなく、全く白紙の状態である。(ローマ字)

当日委員に配布した参考書類は、調査会官制、議事規則、羅馬字書方調査報告、山崎直方の世界地図委員会決議意見書、ローマ字運動の経過大要、委員名簿、常任地名委員のなせる陸地測量部発行国際地図の地名綴方報告、標準式及日本式ローマ字綴表であつた。

文部大臣のあいさつに続いて、幹事の保科孝一が議事規則を朗読し、その後、幹事長の柴田徹心が参考書類について、次のような説明を加えた。

一月三日(執筆者注、臨時ローマ字調査会官制の勅令が發布されて一週間後)放送局に於て、帝国通信社のニュースとして、日本式ローマ字採用に決する如く放送されたが、之は誤であるから、…中略…明日更めて訂正放送をやらせる筈である。

序に申上げたいが、右のニュースは日本式の方々から出た通信ではないと云ふことを、皆様に伝へて呉れとの申出が日本式の方々からあつた。

(ローマ字)

この説明の後、次のような議論が行われた。

○委員(阪谷芳郎君)(執筆者注、標準式主張のローマ字ひろめ会役員) 従来長く使用せられたローマ字が、何時の間

にか陸軍省・海軍省・中央氣象台等で異つた書式を用ひ出したので問題が起つた。就ては異つた方式を用ひられた根本理由を関係当局より承りたい。

○委員(田中館愛橘君)(執筆者注、日本式の創始者) 幹事長の報告に関連して一言したい。

自分も欧州に居たとき、石井少将も地名委員会に居られたから、当時のことは同少将より聞かれない。

○委員(石井英橘君) 常任地名委員会で、山崎博士はヘボン式に統一せよといふのは穩当ではないが、日

本のローマ字を統一してくれといふことなら差支ないと言はれた。それで単に日本のローマ字を統一することを希望すると云ふ議題を総会に出しました処、その時仏国委員・アフガニスタン・埃及委員は、日本の国語のローマ字書きを地理学会で云々するは宜しくないと反対したが、多数決で其決議は通過した。但しレイノルドの書いたパンフレットは公式のものではなく、参考程度に配布したのに止まるのである。

○委員(松村真一郎君) 明治三十三年のローマ字調査会の目的と、当時官報に掲載の告示の法律上の効果とは如何。

○幹事(保科孝一君) 調査会は官制で設けたのではなく、学術的に統一したいといふ上局の意見で調査することになつたので、約十ヶ月間委員の手で調査し、之を官報の学事欄に掲載したのみであつて、所管の官庁が之のために拘束を受ける性質のものではなかつた。

○委員(阪谷芳郎君) 会長に伺ひたい。勅令には調査するとあるが、之が調査を了つても採用せられないことになれば、無駄の労力になりはしないか。

○会長(田中隆三君) 閣議では私は希望したが、各省では必ず使用するとは決まらない。併し教科書にはこの調査会で決めたものを使用したい。之は私の権限で出来ることである。そして国民が之に従ふやうにしたい。成案を得て後又閣議に図りたい。

(ローマ字)

先に示した当日の配布資料からも分かるように、議論は両式の検討である。帝国通信社のニュースについては、標準式側は、日本式側が狡猾な手段を使つたと見た。そのため、日本式側から、自らがかわつたものでは

ないということを伝えてほしいという申出が行われた。石井委員の発言に出てくるレイノルド氏とは国際地理学会英国代表である。同会議の決議にはなっていないが、同氏がヘボン式に統一するよう希望したということを標準式側が主張していることに対しての発言である。

また、松村・保科のやり取りからは、我が国では明治以来、公式に国が定めた国語ローマ字つづり方は存在しなかったことが分かる。なお、明治三年の「羅馬字書方調査報告」は、どちらかと言えばヘボン式に近いが、例えば、シは *sh*、チは *ch*、ジヂは同じ *ji*、ズ・ヅは同じ *zu* などとするつづり方であった。

第二回総会（昭和六・一・一三）では、会長が冒頭に、日本式と標準式との主張の要点を聞きたい旨を述べている。当日は田中館委員が最初に日本式の立場から説明を行い、次いで鎌田委員が標準式の立場から説明を行った。鎌田委員は説明の中で、東京帝国大学内言語学会が臨時ローマ字調査会設置直前に配布した「日本語をローマ字で書く上の綴り方に関する意見」の原則が標準式になうとして、日本語ローマ字つづり字の世界的權威を踏みにじる事にならないように切望した。その後、鎌田委員と同様にローマ字ひろめ会の指導者で枢密院顧問の桜井委員が中立的立場としながら、標準式の立場からつづり方の名称に重点を置いて説明を行った。これに対して、田中館委員は「我國の所謂標準式なるものは、何時出来たか知りませぬが」（「ローマ字」と皮肉を込めた発言をしている）。

第二回総会での議論を要約すると、日本式側からは、ヘボン式は英米属国の外国人向きであり、日本人は日本式を使うべきとの主張が、一方標準式側からはヘボン式と呼ばれるのは不当であるとの主張が繰り返された。

第三回総会（昭和六・五・一五）では、田丸委員が約三時間にわたって標準式への反対論を展開した。その中には、日本式がいかに優れているかを音声的考察、五十音図表の価値、正字法としてのつづり方方針などの観点から説明した。

第四回総会（昭和六・六・三〇）では、前回の田丸委員の説明に対して、標準式の桜根委員から質問があった。欠席した田丸委員に代わって日本式の福永委員が一字一音素主義（標準式は一音一字主義）の観点などから答弁し、田中館委員も補強答弁をした。次いで農林次官の松村委員から日本式への質問があり、福永、田中館両委員が答弁した。

第五回総会（昭和六・一一・九）では、菊沢委員がフォニーム（音素）についての説明を含めて、約二時間にわたってヘボン式を論難する答弁をした。標準式の宮崎委員も約二時間にわたって、標準式の主張を展開し、田丸説の「日本語式は日本語の性質に叶ふ」に反論した。最後に田中館委員から、世界の動向として、国際地理学会が日本式に統一されたいと満場一致で可決したとの発言があった。

両者の根本的な違いは、日本式は仮名で書くようにローマ字で表そうとし、標準式は話す音をローマ字で表そうとする点にある。会議では、その後も日本式・標準式の相入れない議論が行われた。ただし、この議論は、既に臨時ローマ字調査会設置前に始まり、内外の外国人を巻き込んで進められていたものである。

例えば、田中館は、国際連盟知的協力委員会、国際言語学会、国際音声学会などにおいて日本式の宣伝を行ったが、それには標準式側も対抗した。ローマ字ひろめ会は、羅馬字会が内外に配布した英文パンフレットにならって、昭和三年八月二五日に「[THE JAPANESE LANGUAGE and the ROMAN ALPHABET: A Short Statement of the Japanese Standard System]」を編纂し、海外の学者、新聞雑誌社、図書館などに書状を添えて郵送した。田中館は、昭和五年三月に、日本ローマ字会からパンフレット「日本式ローマ字綴り方公用ニ就キ内外諸名士ノ所見」を出した。彼は、O・イエスペルセン、D・ジョーンズ、N・トルベッコイなど海外

の言語学、音声学の世界的權威や、日本滞在中の文部省語学顧問H・E・パーマー、日本史家G・サンソムなどを日本式の味方に付け、さらには国際測地会議常置委員の職も日本式勝利のために自ら退任した。一方の標準式側にもB・H・チェンバレン、A・サトウなどが在日外国人に賛同者がいた。

#### 四 臨時ローマ字調査会各主査委員会

主査委員会は、第一次、第二次、第三次が設けられた。委員の構成は、標準式、日本式に配慮したものとなっていた。調査審議内容は「1 臨時ローマ字調査会の構成」で述べたとおりである。第一次主査委員会は日本式、標準式の論者及び中立の論者から二名ずつ、計六名の委員であった。第二次主査委員会は、第一次主査委員に二名を加えた八名の委員であった。第三次主査委員会は、第一次、第二次の両委員会報告書を踏まえて、臨時ローマ字調査会の決定案を作成させるために設置されたもので、中立の委員らに更に二名の専門家を加えた。次に、各主査委員会委員長報告を基に委員会の決定事項を見ることが出来る。まず、第一次主査委員会における決定事項は、第一一回総会（昭和一〇・一・一五）で報告された。その内容は、次のとおりである。

##### 審査の結果

主査委員会は本年三月以来七月までに十二回会議を開き、慎重審議したる上、左の結論を得たり。

- 一、ハ行の「フ」は *fu* と発音すること。
- 二、拗音は子音 + *y* + 母音の連結である。

三、サ行、ナ行、タ行に就て、日本式の通りの表はし方がいけないと、理論的にいふことが出来ない。

四、標準式はサ行、タ行、ナ行、カ行等の表はし方に於て、態度一貫せず。

五、撥ねる音はすべてロを以て表はす。

六、日本式綴方は、理論的に一貫せるものと認む。

以上の結論は新村、岡倉両委員、臨時ローマ字調査会列席の上主査委員会全員の一致したところなり。

（「ローマ字」）

第二次主査委員会は、昭和一〇年五月から七月までに一〇回の会議を開き、慎重に審議した上、第一二回総会（昭和一〇・一一・二二）に、次のような報告を行った。

##### 議事経過の概要

（前略）先づ我国に於けるローマ字の習慣に就て、各委員より種々意見の開陳があり、此の間ローマ字使用の範囲多寡等に就て標準式及び日本式側より各種の材料を提示して討議した。尚標準式と日本式とは大部分一致して居るが、一致しない部分が僅に八パーセントに過ぎないと云ふ意見もあり、更に使用の多寡と其の重要性との関係に就ても、それ〴〵意見の交換があつた末、

種別的には標準式の多数なものもあり、或は日本式の多数なものもある。例へば標準式は英語教育関係に於て、日本式は官庁関係に於て、優勢であると認めるが、然し総括的には何れとも判定し難い。と云ふ事に各委員の意見が一致した。

次にローマ字使用の伝統、即ち使用の歴史から見て、標準式と日本式とは何れが古いかに着て検討し、各委員から意見の開陳があつたが、結局今日の標準式も日本式も其の根本趣意の意識的確立は明治十八年に

廻るべきものと見ることに意見が一致した。尚五十音図とローマ字綴方との関係に就ても種々議論し、或は伝統の古さと其の価値と云ふことも問題に上つた。此の間標準式及び日本式ローマ字使用に関する各方面の材料も提示せられたが、文句以外に何らの断定をしないと云ふ合意の上で、

明治時代に於ては、標準式が盛んであつたが、日本式は近來に至つて盛に赴きつゝ、あるものと認める。と云ふことに意見がまとまつた。

次に外来語に就ては、先づ其の定義に關して意見の交換を行ひ、更に外来語表記の方法に就て審議を進めた結果、全然国語化した外来語は標準的日本語に準じて書きあらはすことに異論はないが、未だ十分国語化しない外来語の書き方には種々の疑義が存するので、之についてそれ〴〵検討した結果、

半外来語は言語の綴り方を以て書くべく、或は国語化した外来語の綴り方に準じて書くべく、人により相手により、今日の習慣も標準も動揺することを免れない。従て外来語は成るべく原語によるをよしとする。

と云ふ事に各委員に意見が一致した。それより標準式と日本式とは何れが便利かと云ふ事も話題に上つたが、本主査委員会に於ては之を問題にしないことに申合せた。 (ローマ字)

第二次主査委員会では、各委員から意見が述べられていたが、このように、報告では標準式及び日本式の対立を表面に出さないようにまとめている。なお、「議事経過の概要」にある「明治十八年」というのは、羅馬字会式綴り方が決定し、また後年、日本式と呼ばれることとなつた綴り方を、田中館愛橘が発表した年でもある。

委員長報告には、標準式側から宮崎委員提出の「第二次主査委員会補足報告」と、日本式側から佐伯委員、菊沢委員提出の「第二次主査委員会委員長報告」の補足的説明」とが付けられている。

第三次主査委員会は、昭和十一年一月一七日、二三日、三一日と三回の会議を開き、慎重に審議した上で、第一三回総会（昭和一一・六・一三）に次のような報告を行った。その内容を『ローマ字』から以下に引用する。

（前略） 互選の結果私（執筆者、林博太郎）が主査委員長に推されたのでございますが、主査委員相談の上、先づ妥協案を作る為に更に小委員会を設けた方がよからうといふことになりました、私と新村・戸沢・岡倉・中目の五名が小委員となつたのでございます。本年一月二十三日に小委員会を開きました。小委員会におきまして先づ各省の次官及び其代理の方々の出席を求めまして、標準式・日本式或は其折衷案の何れかを可決された場合、各省に於て事務上のご都合がどうかということに就きまして詳細な御意見を伺ふことに致しました。内務・司法・文部・商工・通信・鉄道の各省次官及び外務・大蔵・陸軍・海軍・農林・拓務各省の事務次官代理が出席されまして、それぞれ各省のこれに対する意見を開陳されたのであります。それから更に小委員会を開きまして、各省の意見及第一次第二次の主査委員会の報告を議事とし、話合ひを致しました。其際新村案・中目案・戸沢案が提出されましたので、これに就いて意見を交換し、新村案は標準式に唯一点だけを加へる、即ち標準式では鼻音は「m」、「n」といふやうに區別してあつて、其區別を廃しまして、日本式と同様総べて「n」で表はすと云ふ一点だけを修正しまして、其他は標準式通りであると云ふのであります。其修正案に対し岡倉委員が結局賛成されたのであります。戸沢・中目両委員が反対でありました為にこの案は可否同数といふ結果になりましたから、委員長たる私の意見に依つて決することになりました。私はこの新村案に同意致し兼ねまして、其理由を簡単に申述べますと、第一、過去五年間も慎重に調査に調査研究を進めて來ました結果、唯僅かに鼻音の一箇条だけの修正に止めるといふことはどうかと思はれるのでございます。第二、第一次・第二次主査委員会において学術上から慎重に調査研究を進められま



した結果、日本式は標準式に比して比較的に理論が一貫して居ると云ふことが報告されてありますが、私も同様に考へるのであります。更に第三、各官庁中陸海軍では、大体日本式を採らなければならぬ、殊に海軍では今日日本式から離れると云ふことは莫大な費用を要するし、且むづかしいといふことを発表されてをります。通信省は標準式日本式両方使つて居るが、国際信号所及海図には日本式を採用して居るので、これは外国との関係で今更之を標準式に変へるといふことは不可能に近い困難があると申されて居ります。私は以上の三点を総合いたしましたして、日本式を中心として、改善を加へると言ふことで行かなければならぬと考へまして遺憾ながら新村委員に賛成することができなかつたのであります。次に戸沢案と中目案とは容易に妥協出来るものと考へましたから、話合ひ致しました結果御手許に配布されてあります案が採用されたのであります。そこで一月三十一日に主査委員会を開催致しまして、小委員会で成立致しました案に就いて討議された結果、多数を以つて可決いたしました。(後略)

(ローマ字)

第三次主査委員会の委員には、文部大臣から九名が指名されたが、この委員長報告にあるように、そのうちの五名で小委員会を設け、審議を行った。その結果、右に示したように可否同数となつたため、委員長の決するところにより標準式採用は見送られた。その後、小委員会で案を取りまとめ、第三主査委員会に報告し、賛成多数で同案が可決された。

第三次主査委員会で決定された「ローマ字綴表」は、次のとおりである。

ローマ字綴表

|    |    |    |    |    |     |     |     |
|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| a  | i  | u  | e  | o  | kya | kyu | kyo |
| ka | ki | ku | ke | ko | sya | syu | syo |
| sa | si | su | se | so | tya | tyu | tyo |
| ta | ti | tu | te | to | nya | nyu | nyo |
| na | ni | nu | ne | no | hya | hyu | hyo |
| ha | hi | hu | he | ho | mya | myu | myo |
| ma | mi | mu | me | mo | rya | ryu | ryo |
| ya | i  | yu | e  | yo | gya | gyu | gyo |
| ra | ri | ru | re | ro | zya | zyu | zyo |
| wa | i  | u  | e  | o  | zya | zyu | zyo |
| ga | gi | gu | ge | go | bya | byu | byo |
| za | zi | zu | ze | zo | pya | pyu | pyo |
| da | zi | zu | de | do |     |     |     |
| ba | bi | bu | be | bo |     |     |     |
| pa | pi | pu | pe | po |     |     |     |

備考(1) 撥音ハスベテ n デアラハスコト  
 (2) 必要ノアル場合ニハ si, ti, tu, tya, tyu, tyo ヲ si, ti, tu, tya, tyu, tyo ノ如ク記スコトヲ得

(ローマ字・下・p.131)

第三次主査委員会は、各省庁の代表者を招集して、それぞれの立場から日本式を採用した場合、ヘボン式を採用した場合に起こる問題を聴取した上で、日本式を基礎としてこれに修正を加えることとした。その修正は、i・y・u の閉母音の前にある d を z に置き替へるというもので、これは既に日本式でも許容して使われており、また多くの辞書においても採用されていたものである。この案は、理論が一貫している日本式つづり方を基にして、ジ・ヂ、ヅ・ズ の区別を認めないという点のみヘボン式を取り入れ、修正したものである。

この「ローマ字綴表」は昭和十一年一月三十一日に決定していたが、それが第一三回総会に委員長報告が審議に

付されたのは五か月後の同年六月一三日であつた。同日の総会と同じ月の二十六日第一四回総会の二回にわたる審議を経て、各省もこれを実行するに異議ない旨を表明した。そして、「ローマ字綴表」は、第一四回総会で原案どおり可決された。

### 五 臨時ローマ字調査会の答申

第三次主査委員会でローマ字つづり方の原案が決定してから、第一四回総会で審議されるまでに約五か月を要した。この間、昭和十一年五月一五日の第六九回帝国議会貴族院において、田中館愛橘は「最終ノ決議案ヲ出セト云フコトデアリマシテ、同僚ノ林伯爵ガ委員長トナラレマシテ、決議案モ出来テイルノデアリマスガ、（中略）成ルベク速カニ御決定ニナルコトヲ希望致シマシテ」と述べたのに対し、平生文相は「成ルベク早イ機会ニ於テ開会致シタイト考ヘテ居リマス」と答弁していた。

第一三回総会からは、この年の三月に文部大臣に就任した平生文相が会長を務めた。平生文相は、第一回総会で田中大臣が行った「円満なる解決を見るやう希望する」（「ローマ字」という発言と同様に、「本日は第三次主査委員会の委員長より御報告を受け、国語のローマ字使用に就いて円満なる解決を得たいと考へます。」（「ローマ字」とあいさつした。この総会では午前と午後にわたり会議が開かれたが、日本式・標準式両派が激しく対立した。標準式側の宮崎委員からは、駐英特命全權大使・松平恒雄氏が幣原喜重郎外相にあてた「ヘバーン」式羅馬字綴保存方請願二関スル件」が出された。宮崎委員は標準式派の中心的活動家で、自身はローマ字同志社（昭和十一年一〇月に国際ローマ字会と改称。）を主宰していた。

第一四回総会では、まず標準式側の宮崎委員が「私は本原案の採択に絶対的反対をなす者であります。」と発言し、その後、両派の対立する発言で終始した。両派の発言者は、標準式が桜井委員（羅馬字会式を決定した委員の一人で、前帝國學士院長、神保委員、日本式が田中館委員、佐伯委員などであつた。阪谷委員は病氣のため、自分の意見を総会に託しており、それを幹事長が参考朗読した。阪谷委員の意見書は「第三主査委員ノ報告ニ付意見」（「ローマ字」と題するもので、その中で彼は、「私ハローマ字問題ニ付田中文相ニ進言シ此調査会ノ設置トナツタ關係上深ク責任ヲ感じテ居ル」（「ローマ字」と述べ、「ドコモデモ全回一致ヲ冀望シテ止マズ故ニ第四主査委員ニ付託ノ動議ヲ提出致シマス」（「ローマ字」と述べている。その理由は、戸沢意見と新村・岡倉意見の間に妥協点を発見できるのではないかというものであつたが、田中館委員らの反対動議によって討論終結となつた。桜井委員は辞表を提出し退席した。

採決では、記名ないし無記名投票の案が出たが、最後は起立採決を行い、賛成多数により第三次主査委員会委員長の報告どおり可決された。なお、その後、平生文相は「此結果は文部省に於きましても能く考慮を致しまして、出来るだけ早く公布したいと思ひます。是で散会致します。」と述べている。

ところで、第一四回総会でつづり方が決定した翌月の七月一四日には、標準式のローマ字ひろめ会は早速臨時ローマ字調査会ローマ字つづり方案に反対宣言を出した。さらに、八月一〇日には「臨時ローマ字調査会の真相」（発行兼編集人、宮崎委員）を出版し、名指しで委員の偏向、決定過程を非難攻撃した。

それに対して、日本式の日本ローマ字会は幹部に意見の相異があつたものの、八月二三日に臨時ローマ字調査会ローマ字つづり方案に賛成する旨の宣言を発表した。その後、田中館は翌昭和十二年二月の帝國議會貴族院において臨時ローマ字調査会が決定したつづり方の実施を要望した。また同年三月一二日には帝國議會貴族院にお

いて、田中館愛橘ら二〇八名提出の「ローマ字ヲ国字トスル請願」が衆議院から政府に回付された。

## 六 訓令式ローマ字つづり

臨時ローマ字調査会最後の第一四回総会（昭和二・六・二六）でつづり字の原案が決定してから、政府で決定するまでかなりの時間が経過していた。調査会の決定から約八か月後の昭和二年二月二三日には、第七〇回帝國議會貴族院において、調査会の決定に賛成の田中館愛橘が「此ノ調査ハ大体ノ綴リ方ノ方針ガ一定致シマシタノデ、調査会ヲ設ケマシタ目的ガ達セラレタ、即チ新聞等ニ發表セラレマシタ綴リ方ノ式ニ依ツテ、之ヲ実行スルコトニナリマス」と述べ、臨時ローマ字調査会で決定したつづり方の実施を要求した。この田中館の発言に対する林銑十郎文相の答弁は「大綱ハ無論調査会デ決定致シマシタ所ニ依リマスルガ、其ノ実施ノ細則ニ関シテ研究ヲシヤウトイフノデアリマス」というものであった。このやり取りから約七か月後の同年九月二一日に、臨時ローマ字調査会が決定したローマ字つづり方が内閣訓令第三号により実施された。臨時ローマ字調査会官制が公布されてから約六年八か月後、同官制が廃止されてから約一年三か月後のことであった。

### 1 訓令式の内容

臨時ローマ字調査会から答申を受けていた文部大臣は、再び、各省から意見を求めて、了承を得た。調整が必要だったのは、長音符号のことであった。答申では、長音符号に日本式の「ハ」（例○）と用いることになっていたが、海軍水路部から修正要望が提出され、最終的には「ー」（例○）に決定した。

このつづり方は内閣訓令により実施されたことから一般に訓令式と呼ばれるが、国で決定したということから国定式ないし官庁式とも言う。訓令であるため、政府各機関でのローマ字つづりはこれを規範とし、従うことになった。内閣訓令の全文を次に示す。

#### 内閣訓令第三号

##### 各官庁

国語ノローマ字綴方ハ従来区々ニシテ、其ノ統一ヲ欠キ使用上不便尠カラズ、之ヲ統一スルコトハ教育上、學術上將又國際關係其ノ他ヨリ見テ、極メテ必要ナルコトト信ズ。仍テ自今左ノ通ローマ字綴方ヲ統一セントス。各官庁ニ於テハ漸次之ガ実行ヲ期スベシ。

昭和十二年九月二十一日

内閣総理大臣 公爵 近衛文麿

一、国語ノローマ字綴方ハ左表ニ依ル

ローマ字綴表

|    |    |    |    |    |     |     |     |
|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| a  | i  | u  | e  | o  |     |     |     |
| ka | ki | ku | ke | ko | kya | kyu | kyo |
| sa | si | su | se | so | sya | syu | syo |
| ta | ti | tu | te | to | tya | tyu | tyo |
| na | ni | nu | ne | no | nya | nyu | nyo |
| ha | hi | hu | he | ho | hya | hyu | hyo |
| ma | mi | mu | me | mo | mya | myu | myo |
| ya | i  | yu | e  | yo | rya | ryu | ryo |
| ra | ri | ru | re | ro |     |     |     |
| wa | i  | u  | e  | o  |     |     |     |
| ga | gi | gu | ge | go | gya | gyu | gyo |
| za | zi | zu | ze | zo | zya | zyu | zyo |
| da | zi | zu | de | do | zya | zyu | zyo |
| ba | bi | bu | be | bo | bya | byu | byo |
| pa | pi | pu | pe | po | pya | pyu | pyo |

二、前号二定ムルモノノ外ニ付テハ概ネ左ノ例ニ依ル

一 長音ノ符号ヲ附スル場合ニハ *okāsama*, *kyūsyū*, *Osaka* ノ如ク「*ー*」ヲ用フルコト

二 撥音ハ総ベテ *n* ヲ以テ表ハスコト

三 撥音 *n* ト其ノ次ニ來ル母音 (*y* ヲ含ム) トヲ切離ス必要アルトキハ *hin-i*, *kin-yōbi*, *Sin-ōkubo* ノ如ク「*ニ*」ヲ用フルコト

四 促音ハ *gakkō*, *happyō*, *tossa*, *Sapporo* ノ如ク子音ヲ重ネテ之ヲ表ハスコト

五 文書ノ書始及固有名詞ハ *Wagakunino*……, *Sizuoka*, *Masasige* ノ如ク語頭ヲ大文字トスルコト尙  
固有名詞以外ノ名詞ノ語頭ヲ大文字トスルモ差支ナシ

六 特殊音ノ表記ハ自由トス

内閣訓令は、ローマ字つづり表と同表に掲げた音以外の音の書き方から構成されている。つづり表は、先に述べたように、極めて日本式に近く、日本式を修正したものであるとさえ言われた。発音・拗音も日本式と同じである。日本式との違いは、ザ行のジ・ズ及びタ行のヂ・ツをいずれも *z*・*ts* とつづること、拗音のジャ・ジュ・ジョ、チャ・チュ・チョを区別することなく *ya*・*yu*・*yo* とつづる点である。長音符号には標準式と同じバーを用いた。なお、右の表から分かるように、臨時ローマ字調査委員会答申の備考(2)にあった、「必要のある場合には *si*, *ti*, *tu*, *tya*, *tyu*, *tyo* を *si*, *ti*, *tu*, *tya*, *tyu*, *tyo* ノ如ク記スコトヲ得」は削除された。またとめてみると、ヘボン式のうち、改められたつづり方は、

|    |     |    |     |
|----|-----|----|-----|
| シ  | shi | ジ  | ji  |
| チ  | chi | ヂ  | ji  |
| ツ  | tsu | フ  | fu  |
| シャ | sha | シュ | shu |
|    |     | シヨ | sho |
| ジャ | ja  | ジュ | ju  |
|    |     | ジョ | jo  |
| チャ | cha | チュ | chu |
|    |     | チョ | cho |
| チャ | ja  | チュ | ju  |
|    |     | チョ | jo  |

であり、日本式のうち、省かれたつづりは、

|     |    |     |    |     |    |
|-----|----|-----|----|-----|----|
| di  | ヂ  | du  | ヅ  |     |    |
| dya | ヂャ | dya | ヂュ | dya | ヂョ |
| wi  | ヰ  | we  | ヱ  | wo  | ヲ  |
| kwa | クワ | gwa | グワ |     |    |

である。

これはつづり方を定めたものであって、国語ローマ字文の書き方、分かち書きの仕方、符号の用い方の詳細について定めたものではなかった。もちろん国字改良自体を前提としたものでもなかった。

## 2 訓令式公布後の両派の動き

臨時ローマ字調査会でつづり字が決定してから約一年三か月後の昭和二年九月二一日に、内閣訓令第三号で訓令式ローマ字つづりが実施されたが、再び賛否両論が起きた。

例えば、同年一〇月三日には、関西ローマ字連盟は日本ローマ字会が訓令式ローマ字つづり方を正式な書き方とすることを決定した。しかし同連盟本体の日本ローマ字会の幹部は同月一五日に同会のつづり方を訓令式に統一することに反対を表明した。結局、日本ローマ字会は同年二月二五日につづり方委員会で一応訓令式に統一することを決定し、昭和一三年二月から機関誌のローマ字つづり方から日本式を排除し訓令式に統一した。これは内部にしこりを残した。反対に、ローマ字ひろめ会は同年一月一五日にはローマ字つづり方の改正方を総理大臣に進言した。

昭和一五年三月一日の第七五回帝国議会貴族院で、田中館愛橘は「我が国語ヲ世界的表音文字ナル「ローマ」

字ヲ以テ書クコトヲ御勸下サイマスヤウ願ヒマス」と質問、しかし文部大臣・松浦鎮次郎は「国語ヲ「ローマ」字デ表ハス…中略…是ハ一国ノ国語文字ニハ、国ノ歴史モアリ、精神文化ノ関係モアリマスルシ、…中略…是ハ一般ニ左様致スト云フヤウナコトハ、是ハ非常ニ問題ト存ズルノデアリマシテ」と、その意思がないことを述べた。

## 七 訓令式ローマ字つづり字の影響

訓令式ローマ字つづりの影響について、以下に幾つかの例を挙げながら見ていくこととする。なお、鉄道省については変化を見るためそれ以前の動向から見てもよい。最も目立つのはフ・シ・チ・ツである。それぞれ、*fu* が *hu* に、*su* が *su* に、*ci* が *ci* に、*su* が *si* に変更になったことである。しかし世界的に見れば在来の前者のつづりが多く使われてきた。

### 1 鉄道省

鉄道省は、昭和二年四月に駅名に発音式左横書き仮名遣いを採用した。駅名の左横書き自体は、同年五月に小川鉄道大臣によって禁止されたが、「発音式」を採用したことは以下に見るように表記に影響を与えた。

大正一五年一二月五日 ローマ字ひろめ会の西園寺公望会頭らは、田中館愛橘ら日本のローマ字社の鉄道駅名表札のローマ字つづり字の日本式への変更の運動を受けて、鉄道大臣・井上匡四郎にあて、鉄道駅名

ローマ字つづり方に関し、建白書を提出した。

大正一五年二月一日 田中館愛橘、田丸卓郎らは、恩師の山川健次郎（元東京帝国大学総長）ら日本式賛同者、計二四名で「鉄道掲示板駅名書き方ニ関スル建議」を鉄道大臣・井上匡四郎に提出した。

昭和二年七月 鉄道省は、駅名、鉄道関係揭示文字としてのローマ字つづり方にヘボン式採用を決定し、通達（鉄道大臣小川平吉達五七一号「鉄道揭示規則」）した。ローマ字ひろめ会の主張が貫徹されたことになった。（同会はこの月に「標準ローマ字綴りの主張」を発行した。）

昭和四年二月三日 日本ローマ字会会長の田中館愛橘は、「鉄道駅名ノローマ字綴り方ニ関スル建議」を鉄道大臣江木翼に提出した。

以上を見て分かるように、訓令式公布前から、日本式側から建議を提出すれば、次は標準式側から牽制的建議が提出されるといった状態であった。ちなみに、海外のローマ字団体からは、昭和四年六月にベルリンローマ字会の在外留学生四名が、日本式統一への建議を鉄道大臣に提出した。

昭和二年一月二日 朝鮮総督府鉄道局は駅名表示のつづり方を訓令式に統一した。

昭和三年一月三日 文部大臣官房から、各地方長官・関東長官あてに、旅券のローマ字つづりは原則として訓令式によることを通達した。

昭和十三年三月八日 鉄道省はローマ字つづり方を訓令式に統一した。駅名のほか特急の名札も統一した。

## 2 文部省

特に英語教員の間には決定した訓令式を良しとせず反対の運動があったが、中等英語教育会の会長の頭本元貞

はこの反対を潔しとせず、会長職を辞した。

文部省は、例えば、昭和十三年一月一日に文部省図書局長名で「中等学校ノ英語科教授ニ於ケルローマ字綴方ノ取扱ニ関スル件」を通達した。

各学校ノ外国語科教授ノ際ニ於ケル国語ノローマ字綴方ノ取扱ニ関シテハ、昭和十二年九月二十一日内閣訓令第三号統一ノ国語ノローマ字綴方ニ依ルヘキモノトス。

但シ、当分ノ内ハ、教科書及辞書等ノ関係ニテ従来ノ綴方ヲ併セ課スルコトハ適当ト認ムルモ、書写ノ場合ハ、内閣訓令ノ綴方ニ依ラシムルコト。

右のただし書きからも分かるように、この通達は過渡期の措置であった。

文部省では英語教科書に併記を許可していたヘボン式ローマ字つづり方を、昭和一七年四月には、太平洋戦争の時局を反映して削除し、訓令式つづり方に統一する指令を出した。国家統制期には和英辞典のみでなく英語教育は訓令式に従った。さらに、太平洋戦争に入ると我が国では英語が敵性語となり、英語教育自体が減少した。

## 3 その他

日本郵船株式会社（N.Y.K.）の汽船「秩父丸」は、Chichibu-maruとつづり、欧米人の間でも知られていたが、昭和十三年二月にTibbu-maruとつづるようになった。

Chichibu-maruは、それまで一〇八回も航海を行っていた。同汽船は、横浜からホノルルそしてサンフランシスコへ出航したが、つづり方、つまり汽船名が変わったために問題を生じ、帰航の途中にサンフランシスコで二日も停船したため、仕方なく船名を元のChichibu-maruに塗り替えた（同社では、Tatsuta, Nojima, Fushimiなど、ほかの汽

船名のつづりも変えた。結局、Chichibu-maruは次の航海からKamakura-maruという船名に変更することを余儀なくされた。この変更については、昭和五年に高松宮殿下が西欧諸国を訪問されたときもChichibu-maruであったこと、もとより我が国には秩父宮家があることから、Chichibuの船名を変更するのに異を唱える声もあった。なお、昭和十三年八月九日に日本ローマ字会は、NYKがTribuをChichibuと変更した際には、すぐに文部・通信両大臣に書き直しを建議した。

一般社会でもローマ字つづり字は訓令式に従うこととなった。「富士山」という固有名詞は八〇年近くもTribuと書かれていたのが、Tribuと書かねばならなくなった。アイヌ語ローマ字聖書で知られる宣教師ジョン・パチエラーはTribuはアイヌ語で火の女神を表す、標準式に反対なのはヘボンが外国人、大和魂に反するからかと述べ、標準式を支持した。彼は日本の国会でも証言した。

## 八 漢字廃止と漢字廃止批判

漢字廃止論については、第一章第二節において明治時代前半のものを中心に概観したが、ここでは、国語調査委員会設置以降の漢字廃止論、及びそれに対する批判について概観しておくことにする。

臨時ローマ字調査会自体は、その目的からして、漢字廃止あるいは漢字廃止批判をテーマにして審議したことはない。しかし、臨時ローマ字調査会の期間中に、漢字廃止もその反対の漢字廃止批判も行われ、ひいてはそれは明治以来の国語国字問題の中心テーマにほかならなかった。

国語調査委員会は、明治三十五年七月四日に、「官報」において四つの決議事項を公にした。その第一項は「文

字は、音韻文字「(フォノグラム)」ヲ採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト」であった。当時、文部大臣は菊池大麓、国語調査委員会委員長は加藤弘之、同副委員長は上田万年、同補助委員は上田の東京帝国大学の門下生・保科孝一であった。

当時の文部大臣・菊池は漢字を障壁と認識しており、彼は「理学之説」(『東洋学芸雑誌』第三号)で「漢字を廃するがために漢字を廃すべし」という考えを示していた。時期は前後するが、首相では大隈重信、西園寺公望が文部大臣では外山正一、西園寺公望、尾崎行雄、鎌田栄吉、高田早苗がローマ字にくみした。前記の加藤弘之、上田万年はローマ字にくみしていた。

保科は、「国語調査委員会決議事項について」(『言語学雑誌』明治三五・七)と題した論稿の中で、自分の所見と断った上で、次のように述べている。

この調査会の設立された動機は、漢字の負担に苦しんで、一日もはやくこれお免れよ、とゆー点にあるのである。この動機から見ても、調査方針の音韻文字にわ、漢字お包含してはいけないことが分かる。国語調査委員会、絶対的に漢字お廃止して、将来仮名と羅馬字との、いづれかお採用しよ、としていることが分かる。この方針は、つまり社会の世論に鑑み、あるいわ、教育上・学術上の諸点に照らして、立てたものである、と思われる。今日においてこそ、漢字の廃止に、多少の反対もあるが、将来の国民は、かならずこれお感謝するに違いない。

保科は、それから八年後に著書『国語学精義』(同文館、明治四三)において「国語教育の進歩と、国運の伸張を期待する上から見れば、漢字の全廃は最も急用とするのは明である。」と述べ、漢字廃止への強い意志を吐露している。彼は明治三十一年に文部省の嘱託になって以来、臨時ローマ字調査会を経て、戦後まで漢字制限、表音式

仮名遣い、口語文の採用を主張してきた改革派の文部官僚であった。

漢字廃止は、賀茂真淵が『国意考』で漢字攻撃をしたのに対して漢字者がこれに反撃を加えた文字論争に始まる。ただし国字論自体は新井白石までさかのぼる。それ以来、漢字廃止がある一方で漢字擁護があり、国語国字の改善は福沢諭吉の「今ヨリ次第二漢字ヲ廃スルノ用意専一ナル可シ」(文字ノ教)に見られるように、急進的ではない漢字節減(制限)の形で進んだ。これは文部卿大木喬任が明治五年に編集させた漢字節減の『新撰字書』(三一六七字)が影響を与えた。漢字節減について述べた最初の著作としては、福沢諭吉の『新撰字書』(三一六七字)が生・矢野文雄の『日本文体文字新論』(明治一九、仮名・ローマ字論に反対。)などが挙げられる。しかし、明治から戦前までの間で、究極的に漢字廃止を考えていた者の中には、南部義壽、矢田部良吉、森有礼、大隈重信、高田早苗、中江兆民、原敬、嘉納治五郎、新渡戸稲造、内村鑑三、沢柳政太郎ら社会の指導的立場の人々が多くいた。坪内逍遙などは、普通教育からの漢字廃止の考えを持っていた。

臨時ローマ字調査会の際の漢字廃止の主張を二つだけ取り上げておく。

昭和八年四月に憲政の神様といわれた尾崎行雄は「墓標の代わりに」(改造)を発表した。彼は東京市長在職時の明治四〇年三月に、東京博覧会を機会に、ローマ字ひろめ会の建議に基づいて全市の町名を漢字とともにローマ字で示した町名札を立てた。彼は漢字の代わりに英語を用いることを主張していたが、晩年昭和二十六年の著書『わが遺言』の「日本語改良の課題」の中では、漢字の代わりに仮名よりローマ字を採用することを主張した。

昭和五年、平生鈺三郎は『漢字廃止』を出版した。彼は、広田内閣で文部大臣を務めた人物で、貴族院議員であった。彼は仮名文字論者で、大臣在職時に漢字廃止論を唱えたことから、昭和一五年五月の帝国議会で加藤政

之助議員から質問を受けた。その質問への答弁で自説の仮名国字論を述べたが、政治問題化してしまい、最後には主張を押さえることでその窮地を脱した。

顧みれば、明治二〇年代後半ごろより、いわゆる欧化主義への批判が現れ、日本の伝統を見直す機運があった。日清戦争直後は例外として、漢字とりわけ漢字廃止への批判として顕著なものとしては、三宅雪嶺「漢字利導説」、井上円了「漢字不可廃論」、市村瓚次郎「文字と言語との関係」などがある。中でも宗教学者・井上円了は漢字廃止論に強く反対した。彼は「漢字不可廃論」(明治三三)の中で二二の観点から漢字廃止論を論駁した上で、同論の最後で「余は国字改良は今日の急務でないと申します、社会の潮流も一時の後には、必ず余が意見に向けて進むであらうと信じます、漢字万歳 漢字万歳 漢字漢字万々歳」と結んでいる。

昭和六年九月一八日に起った満州事変以降、社会情勢が反動期に入ると、国語国字運動もだんだん鈍化した。さらに昭和七年の「五・一五事件」、昭和一一年の「二・二六事件」の後、社会の保守化、全体主義的傾向が強くなり、漢字廃止を公に声高に言う人々はいなくなった。

このころになると、漢字擁護の立場から、例えば大東文化協会が機関誌『大東文化』の昭和一一年六月号で「漢字廃止説反撃」という特集を組んだ。また、同年七月には『日本評論』が「国語国字を語る」座談会を特集し、『国学院雑誌』は「漢字廃止論駁撃」を特集し、八月には『教育』が「漢字と教育」を特集した。このように漢字擁護の立場からの特集が続いたことの背景には、漢字廃止は「国体」を侵すとする国粹主義的な考えがあった。昭和一七年に結成した日本国語会は、昭和一八年に改革派への憤慨を示す『国語の尊厳』という論文集を刊行した。

さらに日中事変の後は超国家主義の下、思想統制が一段と強まり、ローマ字運動も左翼運動と結び付けられ



た。これにより、いわゆる「左翼ローマ字運動事件」が起き、ローマ字論者のみでなく、エスペランチストも挙げられた。このような中、ヘボン式という呼称自体が避けられ、大日本標準式と呼ぶようになった。また標準式側、日本式側いずれも積極的に年号に、皇紀を使うようになった。

## 第四節 官制に基づく国語審議会

### 一 官制国語審議会の設置と文部大臣の諮問

#### 1 官制国語審議会の設置

昭和九年二月二日に公布された勅令「国語審議会官制」に基づき、翌二二日に文部大臣諮問機関としての国語審議会が文部省内に設置された。この国語審議会はそれまで国語施策の調査機関であった臨時国語調査会を更に拡大強化させたものであり、会長・南弘、副会長・穂積重遠以下三五名の委員から成る大規模な審議会であった。なお記述に際し本節では、戦前の国語審議会を戦後のものと区別する上で、勅令によるものという意味から「官制国語審議会」という名称を使用する。

その後、国語審議会官制は昭和十五年・十六年の二度にわたり改正された。昭和十五年の改正では委員数が四〇名に拡大し、昭和十六年の改正では新たに幹事長が置かれることとなった。

官制国語審議会の委員構成は、臨時国語調査会と同様に政府関係者、研究者、教育者、マスコミ関係者など、幅広い人選が行われている。委員のほかには幹事が若干名置かれた。また、審議会に関する事務は、文部省図書

局編集課がこれに当たった。

#### 2 文部大臣の諮問

昭和一〇年三月二五日に松田源治文部大臣は、官制国語審議会に対し、次の四項目を諮問した。

発図二九号

国語審議会

- 1 国語ノ統制ニ関スル件
- 2 漢字ノ調査ニ関スル件
- 3 仮名遣ノ改定ニ関スル件
- 4 文体ノ改善ニ関スル件

右其ノ会ニ諮問ス

昭和一〇年三月二五日

文部大臣 松田源治

これを受けて官制国語審議会では主査会や総会の議決を経て、終戦に至るまでの間に「漢字体整理案」「標準漢字表」「新字音仮名遣表」「国語ノ横書ニ関スル件」の四件を答申している。これらの答申に関して、昭和一〇年一月から昭和二〇年五月に至るまでの国語審議会議案目録（文部省教科書局国語課編「国語調査沿革資料」所収）には、二百数十項目にわたる膨大な議案が挙げられている。

官制国語審議会では、これらの議案を昭和一〇年から昭和十九年まで継続的に審議している。具体的には総

会、主査会を中心に百数十回開催されている。戦前における会議回数と附議事項は、次の表のとおりである。

官制国語審議会の年度別会議回数・附議事項

| 年度   | 会議回数                 | 附議事項                       |
|------|----------------------|----------------------------|
| 昭和一〇 | 総会一回・主査会一二回          | 漢字字体の整理                    |
| 昭和一一 | 主査会九回                | 漢字字体の整理                    |
| 昭和一二 | 総会一回・主査会五回           | 漢字字体の整理                    |
| 昭和一三 | 総会一回・主査会一五回          | 漢字字体の整理・常用漢字の選定・仮名遣の調査     |
| 昭和一四 | 総会一回・主査会一五回          | 常用漢字の選定・仮名遣の調査             |
| 昭和一五 | 主査会一二回・陸軍懇談会一回       | 常用漢字の選定・仮名遣の調査             |
| 昭和一六 | 主査会 漢字三四回・仮名遣四回      | 常用漢字の選定・仮名遣の調査             |
| 昭和一七 | 総会三回・主査会 漢字一六回・仮名遣二回 | 標準漢字表案・新字音仮名遣表・国語の横書きに関する件 |
| 昭和一八 | 主査会八回                | 漢語整理（言いかえ、読方、書方の整理）        |
| 昭和一九 | 主査会一二回               | 漢語整理                       |

官制国語審議会で検討された項目は、表に示したように極めて多岐に及ぶものの「標準漢字表」「漢字字体整理案」といった答申は戦時下であったことも影響して、国語施策としての実効性を欠くところが大きかった。しかしながら戦後の国語施策において極めて重要な位置を占める「当用漢字表」や「当用漢字字体表」も、この官

制国語審議会における議案を基に逐次検討されていったわけであり、その意味において、特に漢字の取扱いを中心として国語施策における戦前と戦後との連続性をかいま見ることのできるものである。官制国語審議会は、言わば戦後の国語改革の準備期間として重要な位置を占めていたと言えるよう。

### 3 国語施策と閣議申合せ

官制国語審議会の審議内容について、とりわけ国語国字の整理統一が重要な国策として認識されていくようになったことは、例えば昭和一六年二月二五日に「国語国字ノ整理統一ニ関スル閣議申合事項」として、次のような申合せがなされていることからもうかがわれる。

国語・国字ノ調査研究並ビニ整理統一ヲ図ルハ、国民精神ノ作興上又国民教育ノ能率増進上、更ニ東亞ノ共通語トシテ醇正ナル日本語ノ普及上、現下極メテ喫緊ノ事ナリ、故ニ政府ハ之ヲ重要ナル国策トシテ左ノ申合ヲナス

一、文部省ニ於テ国語国字ノ調査研究並ビニ整理統一ヲ促進シ、内閣及び各省ハ之ニ協力スルコト  
 一、前項ニ依リ整理統一セラレタル事項ハ閣議ノ決定ヲ経テ内閣及び各省速力ニ之ヲ実行スルコト  
 また後述する「標準漢字表」についても、昭和一七年二月四日に「各官庁ニ於テハ別冊標準漢字表ニ照応シテ今後ノ用字ニ考慮ヲ用フルコト」とする閣議申合せがなされている。

## 二 「漢字字体整理案」と「標準漢字表」

## 1 漢字字体整理案

官制国語調査会がまず最初に着手したのは、臨時国語調査会以来の懸案事項であった「常用漢字表」の見直しと、それに付随する漢字字体整理に関する調査であった。「漢字字体整理関係議案」に該当する「漢字ノ調査ニ関スル件」の審議について、築田欽次郎主査委員長をはじめ、五十嵐力、宇野哲人、小倉進平、竹村堪悉、藤村作、森岡角蔵、森山鋭一、吉岡郷南各主査委員がこれに当たった。官制国語審議会幹事であった井之口有一の『明治以降の漢字政策』（日本学術振興会、昭和五七）によると、先述議案「漢字字体整理関係議案」のうち七から四、号外三について、国語調査主任の保科孝一、吉田澄夫、井之口有一、神谷誠之が議案作成に当たったことが示されている。以下の記述はこの井之口の著書に負うところが大きい。

「漢字字体整理案」は二四回の主査委員会の議を経て昭和十三年七月一四日の第三回総会に付議の上可決、文部大臣に答申された。これは、「漢字字体整理案」と「常用漢字表中字典体ヲ採用スル文字」から成り、さらに吉岡主査委員作成による「漢字字体整理案ノ説明」が付されている。また、昭和十三年一月五日に国語協会から発行された原本は「漢字字体整理案」と「漢字字体整理案ノ説明」とから成り、冒頭には保科孝一が東京朝日新聞に発表した本案答申趣旨が付されている。以下に「漢字字体整理案」の「凡例」を引用する。

一、本案ハ昭和六年五月臨時国語調査会ヲ発表シタ常用漢字表（一八五八字）ノ文字ニツイテ字体ヲ整理シタモノデアル。

二、本案ハ康熙字典ノ字体ヲ本トシテ整理シタモノデ、ソノ整理ノ方針ハ特別ノ場合ヲ除ク外、慣用ヲ重ンジ、簡便ヲ旨トシタモノデアル。

三、本案ニ於テ整理ヲ施シタ文字ヲ第一種、第二種ニ分ケル。第一種文字ハ国定教科書ヲ始メ、ソノ他一般ニ使用スルヲ可トスルモノ、第二種文字ハ特別ノ場合ニ使用スルモノ及ビ普通ノ場合ニ使用シテモ差支ナイト認メルモノデアル。

四、本案ノ整理上ノ主要ナ項目ヲ挙ゲレバ次ノ通。

注意、例示シタ文字中、印ノ無イモノハ第一種文字、○印ヲ付シタモノハ第二種文字。

(一) 線ヲ伸シタモノ

例 角 角 画 画 号 号 革 革

(二) 線ヲ縮メタモノ

例 周 周 告 告 構 構 巨 巨

(三) 画ノ数ヲ増シタモノ

例 片 片 今 今 策 策 駄 駄

(四) 画ノ数ヲ減ジタモノ

例 黄 黄 成 成 近 近 者 者

(五) 運筆ヲ変ヘタモノ

例 半 半 骨 骨 系 系 雨 雨

(六) 組立ヲ変ヘタモノ

第四節 官制に基づく国語審議会

例 黙黙 護護 勳勳 點點

(七) 小異ヲ統一シタモノ

例 朝朝 肥肥 青青 西西 覆覆

(八) 二体以上ノ一体マタハ二体ヲ採ツタモノ

例 群群羣 間間聞 島嶋島嶋島

(九) 簡易ナ字体ヲ採ツタモノ

例 糸絲 虫蟲 声聲 隨隨 心應 聽聽 觀觀 驛驛 勞勞

本案における漢字字体整理の特徴は「凡例 三」にあるように、標準字体である第一種文字と許容字体である第二種文字を分けた点にある。具体的には「常用漢字表」採録一八五八字のうち、字字体のままのものが一一一六字、整理を加えたものが第一種文字七四三字、第二種文字二八九字、(うち簡易字体 第一種文字五六字、第二種文字一六一字であった。第一種文字は活字体を筆写体に近づけたという点において、社会での普及を目したのと言えろが、このような字種に段階を設けたことについては、急激な字体変革を避けるという戦時下の事情によるところが大きい。本案に関して、築田欽次郎主査委員長が第三回總會で行った「漢字ノ調査ニ関スル主査委員会委員長報告ノ要旨」の一部を次に引用する。

漢字ノ字体ヲ整理スル根本ノ趣旨トシテハ、複雑ニシテ統一ヲ欠イテキル漢字ノ字体ヲ出来得ル限り簡易化シ、且ツコレニ統一性ヲ与ヘテワガ国ニ行ハレルヤウニナツテカラ既ニ年久シキモノガアリ、従ツテワガ国ノ文化ノ發達ニ貢獻スルトコロ実ニ多大ナルモノガアツタノデアリマスガ、一面ニ於テ漢字ノ字数ノ極メテ多キコト、及ビソノ字画ノ複雑性ハ、国民ノ漢字學習ヲ困難ナラシメ、延イテ国民生活ノ能率ヲ低下セシメ

テ居ルコトハ争ヘナイ事実デアリマス。是ニ於テ、或ハ漢字ノ字数ヲ制限シ、或ハ字体ニ整理ヲ加ヘテ漢字ノ簡易化ヲ計ルコトハ、国民生活ノ能率増進ノ上ヨリ見テ、極メテ必要ナル事業ト云ハネバナライノデアリマス。

また国語協会発行の原本にある保科孝一の解説には、次のように今後への展望が強い形で述べられている。

漢字字体整理案は現今漢字の字体が社会の慣用すこぶる区々にして統一がないので、社会上および教育上少からぬ不便があるから、この不便を除き去るため、活字体と手書体の調和をはかり、其基準を定めて学び易く用ひ易くし、漢字に対する負担を大に軽減しようとしたものである。ゆゑに、活字体と手書体の調和をはかるにも、社会の慣用に、もつとも重きを置き、なるべく字体の簡易化につとめたのであるから、もしこの案が教育上のみならず、ひろく公用文書や社会一般の生活に慣用せられるやうになれば、その能率が従前に比して、幾倍の向上を見るであらうし、また漢字のなやみも、之によつて大に救はれるであらうことは、言をまたない。

## 2 標準漢字表

### (一) 標準漢字表

次いで官制国語審議会は、昭和一三年二月から臨時国語調査会の「常用漢字表」(修正案一八五八字)の再検討に着手した。そこで「漢字に関する主査委員会」を設け、この審議に当たることとなった。委員は、増田義一主査委員長以下、五十嵐力、宇野哲人ら九名であった。なお、後に前田捨松、幣原坦、安藤正次、羽生隆、安西国太郎の各委員、矢野道也、倉石武四郎の各臨時委員が加わっている。主査委員会では一〇〇回に及ぶ審議の結果

「標準漢字表」(二五二九字)を作成し、昭和一七年三月三日の第五回総会に中間報告した。その後、幾つかの修正を経て昭和一七年六月一七日に「標準漢字表」(二五二八字)を全会一致で可決し、橋田邦彦文部大臣に答申した。井之口前掲書によると、先述議案「漢字字体整理関係議案」のうち五七から一二五、号外「皇室関係ノ用語ニツイテ」一から九について、保科孝一、吉田澄夫、広田榮太郎、井之口有一、三宅武郎、湯沢幸吉郎、神谷誠之らが議案作成に当たったことが示されている。

「標準漢字表」は常用漢字一一三四字、準常用漢字一三三〇字、特別漢字七四字、合計二五二八字から成るが、これに合わせて普通に用いられている簡易字体についても言及し、一般に使用すべき簡易字体七八字、一般に使用しても差し支えない字体六四字、合計一四二字を採用している。この簡易字体については、官制国語審議会の「漢字字体整理案」、臨時国語調査会の「常用漢字表」、文部省の「漢字整理案」、小学国語読本、資源局の「標準用語集」、陸軍省の「兵器名称用制限漢字表」、東京朝日新聞、東京日日新聞、康熙字典、新井白石『同文通考』、太宰春台の『和楷正訛』、国民政府教育部公布の簡体字、劉復の『宋元以来俗字譜』、といった資料における簡易字体の使用状況を資料として検討された。

次に「標準漢字表」の凡例、本文の一部、簡易字体の項を示す。

- 一、本表ハ近來ワガ国ニオイテ漢字ガ無制限ニ使用セラレ、社会生活上少カラヌ不便ガアルノデ、コレヲ整理統制シテ、各官庁オヨビ一般社会ニオイテ使用セラルベキ漢字ノ標準ヲ示シタモノデアル。
- 一、本表ノ漢字ハ臨時国語調査会発表ノ「常用漢字表」実行ノ状況ニ照シ、時運ノ要求ニ応ジテ選定シタモノデアル。
- 一、本表ノ漢字ハコレヲ常用漢字、準常用漢字、特別漢字ノ三種ニ分ケル。

常用漢字ハ国民ノ日常生活ニ関係ガ深ク、一般ニ使用ノ程度ノ高イモノデアル。準常用漢字ハ常用漢字ヨリモ国民ノ日常生活ニ関係ガ薄ク、マタ一般ニ使用ノ程度モ低イモノデアル。

特別漢字ハ皇室典範、帝国憲法、歴代天皇ノ御追号、国定教科書ニ奉掲ノ詔勅、陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭、米国及英国ニ対スル宣戦ノ詔書ノ文字デ、常用漢字、準常用漢字以外ノモノデアル。

- 一、本表ノ漢字中ニハ普通ニ行ハレテキル簡易字体ヲ採用シタ。

〔備考〕

- 一、代名詞、副詞、接続詞、助動詞オヨビ助詞ハナルベク仮名デ書ク。

- 一、外国(満州国、中華民国ヲ除ク)ノ地名、人名オヨビ外来語ハ原則トシテ仮名デ書ク。

タダシ

「欧米」「独仏」「仏印」「蘭印」等ノ用例ハ従来ノ慣例ニ従フモ差支ナイ。

- 一、本表ニナイ漢字ハ固有名詞ヲ除キ原則トシテ仮名デ書ク。

タダシ

仮名デ書イテハ不明ナ場合ニハ漢字ヲ用ヒテ振仮名ヲツケル。

標準漢字表

| 部首 | 常用漢字                    | 準常用漢字 | 特別漢字 |
|----|-------------------------|-------|------|
| 一部 | 一 丁 七 丈 三 上 下 不 世 丙 且 丘 |       | 丕    |

|     |                    |       |
|-----|--------------------|-------|
| 一 部 | 中                  | 丹     |
| ノ 部 | 丸 主                | 乃 之 乏 |
| 乙 部 | 久 乘<br>乙 九 乳 乱 (亂) | 乞 也 乾 |

(以下略。)

簡易字体

一、左ノ簡易字体ハ一般ニ使用セラルベキモノデ、本表中括弧ノ上ニ掲ゲタモノ

並 乱 仮 兩 実 属 廢 数 断 帰 残 浅 滿 沢 濟 灣 独 発 糸 經 総 繼 欠 台

旧 万 処 号 虫 蚕 証 変 豊 輕 弁 辞 辺 錢 鉄 関 余 馱 体 塩 麦 点 齒 龜

(以上 常用漢字)

剂 嘱 岳 徑 恋 挾 担 澆 炉 猷 窃 箋 繩 胆 莖 蠅 触 訳 賤 踐 輜 通 遲 釈

(以上 準常用漢字)

一、左ノ簡易字体ハ一般ニ使用シテ差支ナイモノデ、本表中括弧内ニ掲ゲタモノ

仏 勞 勵 区 国 囀 円 図 壺 寿 学 写 宝 対 応 弘 扣 昼 会 条 榮 權 歡 気

営 画 画 当 尽 礼 続 声 与 举 覺 観 誉 読 式 医

(以上 常用漢字)

今 勸 弥 枢 桧 欧 毆 淵 溜 滝 淮 禱 称 箆 繡 絵 籬 肅 螢 鏝 驅 鶯 党 竜

(以上 準常用漢字)

一、皇室典範、帝国憲法、歴代天皇ノ御追号、詔勅ヲ印刷マタハ書写スル場合ニハ、簡易字体ヲ使用シナイ。

特別漢字にある皇室典範や詔勅といった皇室関係用語に関する取扱いは常に慎重を極めていた。国語国字問題における漢字制限反対論者が行う主張の多くも、この皇室関係用語にまつわるものが多かったのである。

「標準漢字表」答申文は、「標準漢字表選定経過報告」と「標準漢字表実行上ノ注意事項」とから成る。経過報告では「1 審議ノ経過」「2 標準漢字ノ選定方針」「3 標準漢字ノ選定方法」「4 標準漢字ノ内容」について順に説明されている。次に挙げるのは「標準漢字表実行上ノ注意事項」の全文である。

標準漢字表実行上ノ注意事項

標準漢字表ハ現社会ニオイテ使用セラルベキ漢字ノ標準ヲ示シタモノデアリマス。従ツテ各官庁ノ公用文書ニ使用セラレル漢字ハ本漢字表ニ拠ルノデアッテ、ソノ外ノ漢字ハ原則トシテ仮名デ書クコトトナリマス。

マタ各官庁ニオイテハソレゾレ特殊ノ専門用語ガアリ、難解ナ熟語、見慣レナイ漢字ノ使用セラレテキルモノモアリマスガ、本漢字表以外ノモノハ原則トシテ仮名デ書クノデアリマス。

タダシ仮名デ書イテハ正確ニ読ミカツ理解シガタイモノハ、漢字ニ振仮名ヲツケルノデアリマス。

第四節 官制に基づく国語審議会

ナホ右様ノ用語ハ将来標準漢字ヲ基礎トシテ整理スベキモノデアリマス。

コトニ一般民衆ニ告示スルモノハ平明達意ノ文章ヲ用ヒ、ソノ漢字ハ本漢字表ニ拠ル様ニ致スベキデアリマス。

なお「標準漢字表」の実行に際し学校教育の役割は極めて重要なものであった。この点については、次に引用する「標準漢字表選定経過報告」の「4 標準漢字ノ内容」での常用漢字の位置付けを見ても明らかである。

常用漢字ハ国民ノ日常生活ニ関係ガ深く、一般ニ使用ノ程度ノ高イモノデアリマス。教育上ニオイテハ、国民学校全課程修了者ガ必ズ正確ニ読ムコトヲ得、マタ正確ニ書クコトヲ得ル様ニ学習セシムベキモノデアリマス。従ツテコレヲ全部国民学校ノ国語読本中ニ提出シ、カツ書取練習ニハコノ範囲ノモノヲ課スベキモノト認メマス。

文部省では官制国語審議会答申の「標準漢字表」について、先述の昭和一六年二月二五日の閣議申合せ「国語国字ノ整理統一ニ関スル件」に基づき、各省庁に対する意見の聴取を試みた。昭和一七年六月三〇日付で文部次官から内閣書記官長ほか二六か所に対し「標準漢字実行上の注意事項」を添付した照会文を送付した。これに対し、賛成ないし意見なしなどとする省庁・一三、条件つき賛成ないし追加文字希望とする省庁が一四であった。また、文部省では「標準漢字表」実施に対する準備を進めていた。

しかしながら、一方においてこうした官制国語審議会答申は極めて問題であるとする主張が一般社会から寄せられた。平井昌夫『国語国字問題の歴史』（昭森社、昭和二三）には、『大法輪』『公論』『原理日本』『東亜文化圏』といった雑誌や、『帝国新報』『国学院大学新聞』などの新聞が特集を組んで反対運動を行ったことが述べられている。こうした中で国語国字問題をめぐっての新たな団体が幾つか組織されていた。

例えば、昭和一七年一〇月七日には日本国語会が設立されている。理事長に松尾捨治郎、常任理事に大西雅雄、鬼塚明治、島田春雄が就任し、当時の著名な学者や思想家が發起人に名を連ねていた。設立目的と事業については、会則に次のように述べられている。

第二条 本会ハ国語ノ科学的研究ニ基キ醇正ナル日本国語ヲ究明シ、兼テソノ普及宣揚ヲ図ルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ右ノ目的ヲ達成スル為ニ左ノ事業ヲ行フ

イ 国語国字ノ研究調査

ロ 機関誌ノ刊行

ハ 講演、講習会

ニ 其他必要ナル事項

日本国語会の中には明確に官制国語審議会の方針に異を唱える者もあり、一種の思想問題にも転化する勢いがあつた。なお昭和一八年五月には講演や論考を集めた『国語の尊厳』を刊行しているが、こうした官制国語審議会の答申に対する反対論が高まりを見せるにつれて、文部省をはじめとする政府機関内でも慎重に対処するよう余儀なくされたのである。

そこで文部省は、昭和一七年一二月四日に官制国語審議会答申を大幅に修正させた「標準漢字表」を発表し、次の「凡例」のとおり漢字の標準を示した。

本表ハ概ネ義務教育ニ於テ習得セシムベキ漢字ノ標準ヲ示シタルモノナリ。但シ古典・固有名詞・専門用語等ハ本表ニ拠ラザルモノトス。

ここでは「常用漢字」「準常用漢字」「特別漢字」の別を廃止、一四一字を追加し二六六九字とし、簡易字体を一四二字から八〇字減じ六二字とした。これは「標準漢字表」が決して漢字制限をもくろむものではなく、漢字を尊重愛護するとともに、漢字の機能を重視したものであるという配慮を全面的に押し出したためである。こうした配慮は官制国語審議会における国字改良論者などにとって大いに不満の残るものであったが、逆に国語施策が政治的に翻弄されていくという過程を「標準漢字表」は如実に示しているのである。

さて、昭和十七年二月四日に「各官庁ニ於テハ別冊標準漢字表ニ照応シテ今後ノ用字ニ考慮ヲ用フルコト」とする閣議申合せがなされ、公用文に使用する漢字は標準漢字表内の範囲で書かれることになり、表外漢字は原則として仮名で書かれることになった。井之口前掲書には、昭和十七年二月四日に行われた「標準漢字表」についての橋田邦彦文部大臣談話が記載されている。次にそれを引用する。

今回文部省ハ義務教育ニ於テ習得セシムベキ漢字ノ標準ヲ概ネ示シタ標準漢字表ヲ作制シ、本日閣議ニオイテソノ諒解ヲ得タ。

漢字ガ我が国民精神ヲ作興シ、国民文化ヲ進展セシメタルニ、大キナ力トナツテ居リ、十分コレヲ尊重愛護シナケレバナライコトハ言ヲマタナイ。依ツテ、今般標準漢字表ヲ制定シテ、義務教育ニ於テ学習セシムベキ漢字ノ標準ヲ定メ漢字特有ノ機能ヲ十分ニ発揚セシメルコトヲ期シタ次第デアル。従ツテ本表ノ制定ハ、漢字ノ使用ヲ制限若クハ廃止セントスルモノデナイコトハ勿論デアル。マタ本日ノ閣議ノ申シ合せデ、各官庁ニ於テハ本表ニ照応シテ今後ノ用字ニ考慮ヲ用フルコトトナツタガ、ソノ趣旨トスルトコロハ義務教育上漢字ノ標準ヲ定メル事ニ即応シ、力メテ平易ナル文字用語ニヨツテ、政府ノ施策ニ対スル国民一般ノ理解ヲ容易ナラシメントスルニアルノデアル。

文部省ではこの「標準漢字表」に関して、昭和十八年一月三〇日に『標準漢字便覧』を日本語教育振興会から刊行している。なお執筆については官制国語審議会幹事の井之口有一が担当した。

### 3 その他の総会議決答申について

#### (一)「新字音仮名遣表」と「国語ノ横書ニ関スル件」

官制国語審議会では漢字字体整理や標準漢字表のほか、仮名遣いや漢語整理、国語の横書きといった内容に関する検討も行った。しかしながら昭和十七年七月に総会において「新字音仮名遣表」と「国語ノ横書ニ関スル件」を議決答申したのみで、具体的な進展が図られることはなかった。特に「新字音仮名遣表」については昭和六年五月発表の「字音仮名遣修正案」を受けたもので、内容もそれほど変化していない。むしろ戦時下での仮名遣いの問題は、日本国内以外の、いわゆる「外地」において顕著に現れていたものであり、官制国語審議会が直接的に関与することが余りなかったと言える。なお、官制国語審議会が答申した「新字音仮名遣表」については、次のような内容であった。

#### 新字音仮名遣表

- 一、本表は大体現代における標準的発音によつて整理したものである。
- 一、本表は字音を書き表はすすべての場合に用ひることを原則とするが、原文の仮名遣による必要のあるもの、またはこれを変更しがたいものは除外する。

一、本表は、今後各省庁および一般社会において使用せらるべき字音仮名遣の基準を示したものである。

〔備考〕



- 一、字音のウ。列長音はウ。列の仮名に「う」をつけて書く。
  - 一、字音のオ。列長音はオ。列の仮名に「う」をつけて書く。
  - 一、字音のウ。列拗音の長音はウ。列拗音の仮名に「う」をつけて書く。
  - 一、字音のオ。列拗音の長音はオ。列拗音の仮名に「う」をつけて書く。
  - 一、字音の拗音は必要のある場合にかぎり「や、ゆ、よ」を右側下に細書する。
  - 一、字音の促音は必要のある場合にかぎり「つ」を右側下に細書する。
  - 一、字音が否か明らかでないものは字音の例に準じて書く。
- また、同じく「横書する場合には左から書く」とする国語の横書きに関しても「外地」における日本語教育の現場においては重要な問題であったが、答申が出された後も国内では進展が見られず、戦後における公用文の横書き化に至るまで具体的な施策は行われなかった。このように戦前の官制国語審議会は、その成果が十分に踏まえられることなく終戦を迎えることになるのである。

#### 4 政府機関と国語施策

##### (一) 内閣と国語施策

国語施策の普及に関して文部省の所管事項を越える広範囲な内容に及ぶ場合は、内閣訓令や内閣告示によって示されることが多かった。昭和六年一月三十一日の内閣訓令号外「資源ニ関スル標準用語ノ使用普及ニ関スル件」などはその典型的な例である。この訓令とともに「薬品標準用語」などが選定され内閣告示として発表されたが、官制国語審議会設置期間中にも、「機械標準用語」(昭和二〇・三・六、内閣告示第一号)、「金属類、鉱物類及土石類

標準用語」(昭和二一・一・九、内閣告示第一号)、「電気関係標準用語」(昭和二四・二・二二、内閣告示第一号)などが発表されている。また閣議申合せについては、先に述べた昭和一六年二月二十五日の「国語国字ノ整理統一ニ関スル閣議申合事項」や、昭和一七年二月四日の「標準漢字表ニ関スル閣議申合」などがある。

##### (二) 政府機関と国語施策

他省庁の動きとしては、昭和一三年三月に鉄道省が駅名表記に用いるローマ字つづり方に関して訓令式への統一を決定している。これは昭和一二年九月二一日に発表された内閣訓令三号「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」を受けたものだが、関係機関との連携によって国語施策が展開していったことを如実に示している。

また昭和一三年一〇月に、内務省警保局図書課が児童読物の内容改善を目的とする「児童読物改善ニ関スル指示要綱」を指示したが、ここでは振り仮名や活字の大きさなどの制限についても言及されていた。これらも国語施策の一環とみなすことができる。

さらに、陸軍省を中心とした軍務機関においても、漢字表記の問題をめぐる検討が行われていた。日中戦争以降の兵員構成の変化を受けて、兵士の平均学力が尋常小学校四年程度にまで低下したために、難解な兵器名称の教育が極めて困難になった。つまり、軍務遂行上指揮系統の効率化が急務であることから、兵器名称の簡便化が、言わば必須項目として要求されていたのである。しかしながら、こうした実用主義的発想からの要請は、当時の社会に蔓延していた精神主義的思潮とも大いに矛盾するものであった。このような精神主義と実用主義という矛盾した関係の中で国語施策は翻弄され続け、具体的な決着は戦後に持ち越されることになる。

##### (三) 陸軍省と国語施策

兵器用語に関連して陸軍省兵器本部と教育総監部は、昭和一五年二月二十九日に陸軍省副官依命通牒として「兵

器名称及用語ノ簡易化ニ関スル規程」(陸普第一二九二号)を発表した。ここでは兵器名称用制限漢字一級九五九字、二級二七六字計一二三五行が示され、この基準に従つて兵器用語の整理が行われた。次に「兵器名称及用語ノ簡易化ニ関スル規程」の全文を引用する。

- 一、兵器ノ名称及用語ハ努メテ一級漢字ヲ使用ス  
二、甲兵器ノ名称ニシテ止ムヲ得ズニ二級漢字ヲ使用スルトキハ振仮名ヲ附スルヲ本則トス  
三、共通品類ノ名称ハ努メテ一級漢字ヲ使用ス  
四、名称ニシテ一般用語又ハ専門的ニ強キ根拠ヲ有シ仮名書又ハ名称ヲ改ムルヲ却ツテ不利トスルガ如キ特種ノモノハ之ヲ改ムルコトナク其ノ儘使用スルコトヲ得  
五、制限漢字表ノ文字不足シテ名称ヲ作成シ得ザルモノハ特ニ指定スルモノノ外仮名書トスルヲ本則トス此ノ場合和語ハ平仮名、外国読ミノ語ハ片仮名ヲ用フ但シ左ノ各号ニ記載スル仮名名称ハ努メテ之ヲ避ケ要スレバ振仮名ノ形式トス
- (イ) 仮名一字ノ名称例ヘバ「箕」「砥」ニ対スル「み」「と」等
- (ロ) 字義ノ判読困難又ハ呼称紛ハシクシテ誤解ヲ生ジ易キモノ例ヘバ「はんざい」「けんさき」「しやさいそくしん」「かくとう」「しんぎ」「こうしやく」「うちぎ」「とし器」「こんゆくわん」「くわつ車」「きやく」「しんかき」「しかん」「ようさん」「きよう」「ぼうかつぐ」「たぎかん」「ちゆう子」「しとう」「ちゆうがい」「てい子」等
- (ハ) 字数特ニ多キモノ例ヘバ「すぐばまきはだのみ」等
- 六、名称読ミ方上ノ統制ヲ要スルモノニハ文字ノ難易ニ関セズ振仮名又ハ送仮名ヲ附ス之ヲ例示スレバ左ノ

(四) 兵器用語集

昭和一五年五月一七日に「兵器用語集制定ノ件陸軍一般へ通牒」(陸普第三三二一號)として『兵器用語集(其ノ一)』が發表された。次に示すのは、その例言の部分である。

- 如シ  
角目打 カクメウチ 打木 ウチキ 遊び草 回り止
- 七、振仮名及送仮名ハ文部省臨時国語調査会査定ノ常用漢字新辞典ノ仮名遣ニ依ル
- 兵器用語集
- 和一五年五月一七日に「兵器用語集制定ノ件陸軍一般へ通牒」(陸普第三三三二号)として『兵器用語集』(其ノが発表された。次に示すのは、その例言の部分である。
- 一、本用語ハ「兵器名称及用語ノ簡易化ニ関スル規程」ニ基キ従来ノ兵器用語ヲ改正シタルモノニシテ冊中兵器用語欄(コヂツク体ノモノ)ノ用語ヲ使用スルモノトス尚用語ノ振仮名ハ前記規定第三条(四)ニ依リ附シタルモノトス
- 二、本集ハ兵器ノ名称中主トシテ基本的ニ広ク用ヒラルル用語ヲ掲ケタルモノニシテ特定名称ニ就テハ前記名称ト相關連スルモノノ及使用漢字制限上取急キ必要トスルモノニ限り掲ケタルモノトス
- 追テ本集ニ掲載ナキ名称ノ改正ハ更ニ調査追加スルモノトス
- 三、本集所載ノ用語ハ主トシテ基幹語ナルヲ以テ夫々必要ニ応シ形容詞ヲ附シ使用スルモノトス
- 例ヘハ「ペンチ」ヲ「大ペンチ」「小ペンチ」又ハ「何々用ペンチ」等トシテ使用スルモノトス
- 又規格部品ニ在リテハ兵器取扱上要スレハ形容詞ヲ變更使用スルコトヲ得例ヘハ「半丸ボルト」ヲ「床板ボルト」等トシテ使用ス
- 四、同種品ニ就テハ其ノ種別ノ若干ヲ掲ケテ名称改正ノ形式ヲ示シタルモノトス
- 五、従来名称力数種ノ同義名称ヲ有スル場合其ノ名称ニ対スル品物ノ理解容易ナルモノハ代表的ノ一、二ヲ

揚ケ他ハ省略セリ又摘要欄ノ例図ニアリテモ名称理解ノ補助トシテ一例ヲ示シタルモノトス

兵器用語に関しては「1 一般部品」「2 機械、機械工具、計器、測機類」「3 雑工具」「4 雑器類」「5 携帯兵器、火炮」「6 車輛関係品」「7 馬具関係品」「8 雑」の八項目から成り、具体的には「螺、螺旋、螺子、螺糸」は「ねち」に統一され、「螺旋」は「ピッチ」に、「規整螺、踵定螺」は「規整ねち」に改められた。なお「ねち」の摘要には「従来ノ用語『螺糸』ハ其ノ記入部ニ依リ『ねち山』又ハ『ねち山ノ型式』トスルヲ妥当トスルモノアリ」とある。兵器用語の平易化に関して「ピッチ」といった外来語が多用されているところなど、漢字を重視し国語の尊厳を説く精神主義的な主張とは対極的にある、一種実用主義的な特質を示したものと言える。なお昭和一六年二月には陸軍省と文部省図書局国語課との間で「国語国字問題に対する根本方針」についての座談会が開かれており、陸軍省が国語施策に対して積極的に関与していた経緯もうかがえる。

なお、陸軍省をはじめとする軍務機関が管掌した国語施策は、主としていわゆる大東亜共栄圏下の各地で展開されていた日本語教育の現場において実施されていた。

#### (五) 企画院と国語施策

国策全般の調査研究を担当すべく、昭和一二年一〇月に内閣調査局と資源局とを併合して創設された企画院においても、昭和一六年三月二七日に告示した「資源ニ関スル標準用語整備ニ関スル件」(企二語第〇〇一号(四))によって整備委員会が発足し、専門用語の整理が検討されている。ここでは以下の要領に従って用語の整備を図るものとしている。

(一) 資源ニ関スル標準用語ノ整備ハ企画院第七部之ヲ担当ス

(二) 企画院ハ標準用語整備ノ原案ヲ別紙要領ニ依リ全日本科学技術団体連合会及科学動員協会ニ委嘱ス

(三) 関係各庁ハ用語原案ノ作成審議ニ付緊密ナル連絡ヲ保ツモノトス

(四) 標準用語整案ハ閣議決定ヲ経テ之内閣ヨリ告示ス

これらは先に述べた昭和六年一月三一日告示の「薬品標準用語」(内閣告示第一号(九九七語))以下、諸標準用語の整備を受けてのものである。なお「薬品標準用語」は内閣資源局が昭和四年に設置した用語統一特別委員会で調査され、資源審議会で議決答申された原案が基になっていた。例えば「苛性曹達、水酸化ナトリウム、苛性ナトリウム、苛性ナトロン、水化ナトロン、腐蝕曹達」については、標準用語を「苛性ソーダ」とする、といったものである。

企画院では要領にあるように原案作成を全日本科学技術団体連合会と科学動員協会に委嘱したが、敗戦により頓挫した。事業そのものについては、戦後の昭和二二年に学術研究会議学術文献調査研究特別委員会学術用語制定部会へと引き継がれることになるが、こうした専門用語の統一も国語施策の重要案件として位置付けられるのである。

#### (六) 内閣情報局と国語施策

昭和一七年に内閣情報局が「週報」記載の用字統一のために編集発行した『週報用字例』には、国語表記に関する言及が多岐になされている。具体的には「標準用字」「類似語」「標準読み方」「仮名遣」「送仮名」「宮廷用語」「祭祀用語」「仏教語彙」「外来語」「ローマ字綴方」「弁似表」「便覧」から成っているが、このような言及が多数の機関で行われたこと自体が、戦前の国語施策が系統的整理の段階にあったということを如実に示しているとも言えよう。

#### (七) 司法機関と国語施策

国語施策とは少し異なるが、司法機関における国語への関与について言及しておく。昭和十五年九月三日の司法次官から全国の裁判所長官宛への通牒により、証人が法廷で読み上げる宣誓書の文言がこれまでの「良心に従ヒ真実ヲ述べ何事ヲモ黙秘セズ 又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ」から「良心に従つて、ほんたうのことを申し上げます。知つてゐることをかくしたり、ないことを申上げたりなど、決して致しません。右の通り誓ひます。」のように改められた。この点について湯沢幸吉郎は「陸軍の兵器名称及び用語の簡易化と一致するものである」(久松潜一編『国語国文学年鑑 第三輯 昭和十五年分』)と述べているが、こうした平易な表現を目指す方向が広がりつつあったことがいま見られるのである。

### 三 図書館国語課の設置と終戦直前の国語施策

#### 1 図書館国語課の設置

昭和十五年一月に、文部省図書館に国語施策を主管する部署として国語課が設置された。昭和十五年一月三〇日官報には「国語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」として「一 国語ノ調査ニ関スルコト、二 日本語教科用図書ノ編輯ニ関スルコト、三 国語審議会ニ関スルコト」という主管事項が挙げられている。初代図書館国語課長には文部省図書監修官大岡保三が任命された。大岡は編集課長、東京高校教授等を歴任し、戦後は千葉大学教授を務めている。昭和十五年以降国語課が担当した国語施策関係事項には、昭和十六年四月発表の「文部省ニオケル国語調査ノ経過」、昭和十七年二月発表の「標準漢字表」、昭和十八年一〇月三〇日刊行の『標準漢字便覧』などがある。

#### 2 教学局と国語施策

昭和十八年になると戦局の変化に対応して行政機構整備が実施されることになり、それに伴い官制改正が行われた。文部省では図書館が廃止され、国語施策は教学局が担当することとなった。昭和十八年一月一日公布の勅令第八一二号には「第七条 教学局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」として「一 国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興及教学練成所ニ関スル事項、二 国語ノ調査ニ関スル事項、(以下略)」のように、教学施策と国語施策が併記されている。また昭和十八年一月四日官報掲載の「文部省分課規程」には「第五条 教学局ニ教学課、思想課、国語課、宗教課及文化課ヲ置ク国語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」として「一 国語ノ調査ニ関スルコト、二 日本語教育用図書ノ編輯其ノ他日本語普及ニ関スルコト、三 国語審議会ニ関スルコト」と主管事項が明記されている。これは従来の国語課主管事項を受けてのものである。

なお、昭和二〇年七月一二日官報「文部省分課規程」には「第六条 教学局ニ教学課、思想課、宗教課及教化課ヲ置ク 教学課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」として、「九 国語ノ調査ニ関スルコト」「十 日本語教育用図書ノ編纂其ノ他日本語普及ニ関スルコト」「十二 国語審議会ニ関スルコト」といった国語施策に関する内容が挙げられている。

#### 3 「発音符号」の制定

教学課の主管事項は時局を大いに反映したものであったが、国語施策について見れば従来の国語課主管事項が継承されていたことがうかがえる。そうした中で教学課では、現代語の標準的発音の学習に供すべく昭和十九年

三月に「発音符号」を発表し、八月には日本語教育振興会から冊子の形で刊行された。制定に関しては文部省嘱託吉沢義則、橋本進吉、金田一京助、東条操、東京文理科大学教授神保格へ委嘱の上、実務関係者の意見を取り入れながら編纂されたことが最初に記されている。また「備考」には次のような目的と意義が述べられている。

一 この発音符号は、現代語の標準的発音の学習に使用するために定めたものである。国語に於て標準的国語を教授し指導するに当つては、音声言語を基礎としてその上で文字言語の教授指導を行ふことが大切であり、また外国人に日本語を教授するに当つては殊に音声言語から入ることが大切である。さうして音声言語の教授指導に当つては、教師が口と耳とで生きた言語の音の実例模範を示し学習者の耳と口とを訓練するのが何より大切であるが、この口と耳とによる言語の音は一時的のものであるから、永続性のある発音符号を補助として利用すれば理解にも記憶にも便利であつて一層効果的である。

発音符号には片仮名の字形が用いられ、拗音や促音では「キャ」「ニッ」といった小書きが、語頭の鼻音音節では「カ」、ガ行鼻音では「カ」が、また音節中の母音の無声化には「ヒト」といった符号が用いられている。さらに音調（アクセント）を示すには「アサ」のように傍線を付すことが示されている。

こうした発音符号に関する言及がなされたことも、戦時下における日本語教育の普及と無関係ではなかった。それゆえに、官制国語審議会の時期における国語施策は、日本語の拡充という点において、言わば「言語政策」として把握される性質のものであることが分かる。ただ、この流れは昭和二〇年八月一五日の終戦を迎えるに及んで、別の局面へと展開していくことを意味する。

## 第五節 国語施策と国定読本

### 一 はじめに

既に武部良明の指摘（『日本語の表記』）があるように、国語施策と「国語」の教育とは本来不可分ではない。このことは戦後の「現代かなづかい」（昭和二二、内閣告示・訓令）、「当用漢字表」（昭和二二、内閣告示・訓令）、「これらの敬語」（昭和二七、国語審議会建議）などの普及・徹底の結果を見れば明らかである。例えば、当用漢字は、「学習指導要領」とそれに基づく教科書編集によって、非常に多くの人々が読み書きできるようになったと言ふことができる。なお、更に言えば、戦前において広く普及していた歴史的仮名遣いも、その普及には国語教育によるところが大きかったと言えよう。

このような戦後から現代に至る経過を見ても明らかとなり、国語施策の普及と徹底を考えるに当たっては、国語科教育の果たす役割を評価することが必要である。しかしながら、戦前までの国語施策にはこの点が不十分であったと思われる。例えば、漢字制限については幾つもの案が提示されてきたにもかかわらず、いずれも普及するに至らなかった。しかしその一方で、国語科の教科書には漢字制限の色が濃く浮き出ている。また、国語施策は社会的に条件が整わず、実施にまで至らなかったと言ふべきであらう。

このようなことを考えるならば、国語教育を単に施策として見るだけでなく、普及・徹底の原動力として実態を見ておくことも必要である。そこで本書では、国語教育界の実態とは別に、教材としての国語科教科書におけ

る施策の反映を見ることによって、国語施策の普及・徹底の可能性を見ておくことにしたい。

以下、『編纂趣意書』『教師用書』などにより、国語施策と国語教科書との関係を見ていくこととする。なお、周知のとおり、既に井上敏夫編『国語教育史資料 第二巻 教科書史』や国立国語研究所『国定読本用語総覧』にも『編纂趣意書』『教師用書』などについての記述が見られる。

こうした反面、国語教科書が国語施策に先行することもある。いわゆる歴史的仮名遣い、外来語の片仮名表記、促音の表記などがその例である。歴史的仮名遣いの使用については国語施策からの発言は、仮名遣い改訂にかかわるもののみではあったが、昭和二年の「現代かなづかい」において、新旧仮名遣いの対照の中で追認された形となったと見ることができる。

## 二 国語施策の普及と国語教科書

戦後の国語施策（「当用漢字表」、「現代かなづかい」）の例を見るまでもなく、国語施策の内容が、国語教科書に採用されるということは、国語施策の普及の度合いに大きく影響する。

第一期国定教科書は、明治三十三年の「小学校令施行規則」第一六条の適用を受けることになるが、それ以前の検定教科書にもその適用が求められた結果、問題点が浮き彫りにされてしまった。このため、明治四十一年には、同第一六条の削除という方向を採ることになる。

明治以降の国語科教科書は相当の量に上る。そこで最も施策を反映させる可能性の高い文部省の編集・刊行になる国語教科書を中心に、以下、国語施策とのかかわりを見ておくことにする。なお、これらの国語科教科書に

については、井上敏夫編『国語教育史資料第二巻 教科書史』や古田東朔編『小学読本便覧』、海後宗臣編『日本教科書大系』、東京書籍株式会社社史編集委員会編『近代教科書の変遷 東京書籍七十年史』などにより明らかである。

国語教科書と国語施策との関連を見るとすれば、仮名遣いと仮名字体、送り仮名、句読法などを挙げることができる。仮名遣いや仮名字体については、明治初期の教科書にある程度の姿を認めることができるが、送り仮名や句読法は明治二〇年の『尋常小学読本』辺りから現代のものに近くなってくるようである。句読法については、「句読法案・分別書キ方案」（明治三九、文部大臣官房圖書課制定）が国定教科書編集の標準として用いられるようになるまでは、教科書ごとに大差はないとしても、まちまちの状態が続いたと見るべきであろう。

標準語の制定と普及については、各期の国定読本編纂趣意書に明らかとなり、各期ごとに進められていくことになる。しかし、国語施策としては大正五年の国語調査委員会編『口語法』に標準語についての記載が見られるのみである。国語施策ではなく、各期の国定読本によって標準語の体裁が整えられつつあったと言うべきであろう。

戦後の国語施策（「当用漢字表」、「現代かなづかい」）を見れば明らかであるが、前述のとおり、昭和二〇年以前は国語施策と国定読本の編纂とがうまくみ合わず、それぞれ別の方向に向かっていったと言える。もちろん「小学校令施行規則」（明治三三）第一六条のように一部の国語施策は国定読本に反映されたが、漢字制限などは、それぞれ別途の方向に向かっていった観さえある。

一方、教科書が国語施策に反映するということもなくはない。戦後の国定教科書に見られた外来語や擬声語・擬態語の表記などはその例と言える。

## 三 歴史的仮名遣いの普及

明治初年以降、おおざっぱには歴史的仮名遣いが採用されていたとしても、規範性が確保されない限り一般への普及は難しい。明治政府が歴史的仮名遣いを採用したことにより、公文書に限らず出版等においても規範として受け入れることが始まった。その具体的根拠と普及への手段の一つが国語教科書への採用であろう。

古田東朔氏は『小学読本便覧 第一巻』の中で、榊原芳野『小学読本』（文部省学務局 明治六）が歴史的仮名遣いの採用の初めであろうとしている。この時期、国語施策としては黎明期であり、国語施策に関してはつきりとした考えが明示されている時代ではない。とはいっても、この教科書は文部省編纂であり、そういう意味では国の施策を遂行するよりどころの一つとして挙げることもできるものであろう。明治三〇年ごろまでの多くの国語教科書には「いろは」と「五十音図」が仮名字母とともに記されている。その中で、明治七年に文部省から刊行された榊原芳野の識語のある『小学綴字書』には仮名遣いの学習書としての形態を見ることができ、また同じころに刊行された教科書類には、単語図とともに仮名及び漢字により事物の名が示されているものがある。例えば、『小学綴字書』には、

ゐ 井戸 ゐ や 礼 ゐ る 居  
ゑ ふ 酔 ゑ む 笑 ゑ る 雕  
を か 岡 を け 桶 を さ 箴 を し 鴛 鴦 を ぢ 伯 父 を の 斧 を ば 伯 母 を ひ 甥 を り 折 を る 居

のように、歴史的仮名遣いによって記されている。また、『小学教授書』には該当の単語図とともに次のように

示されている。

イ 糸 犬 錨 エ 栄 螺 笛 稗 オ 帯 狼 織物  
牛 井 豕 竜 盤 魚 エ 絵 馬 絵 具 枕 ヲ 斧 鴛 鴦 折 本  
イ 絲 犬 錨 エ 鰕 枝 榎 オ 帯 狼 織物  
牛 井 豕 蝶 蛸 エ 絵 馬 絵 具 枕 ヲ 斧 鴛 鴦 折 本

また、『小学読本』にも単語図とともに次のような例が見られる。

牛 猪 は、猛 に して、牙 尖 き 獸 な り（下略）  
エ 豌豆 は、赤 白 の 二 種 あ り（下略）  
ヲ 桶 に、提 桶 擔 桶 等 あ り（下略）

いずれもわずかな例を挙げたに過ぎないが、歴史的仮名遣いにより表記してある語の例である。

一方、『単語篇』がその初めだとも言われる。しかし、同書を調査してもその形跡は全く見られない。これは、『単語篇』そのものではなく、その掛け図に見られるのだと言う。掛け図を実際に調査したわけではないのでここでは掛け図からという説を紹介するにとどめておきたい。

## 四 仮名字体の改定

明治五年の『単語篇』における「いろは図」は、現行の平仮名字体とほぼ同様であり、五十音図の片仮名字体

も現行のものと同じである。しかし『小学綴字書』『小学教授書』『小学読本』の三書には平仮名、片仮名ともにわずかに異体字を交えている。これが明治三十三年の『小学校令施行規則』になると、仮名の異体字を採用せず、現行の仮名字体と同様になる。このため第一期の国定読本においては異体の仮名を使用していないが、明治四一年には、『小学校令施行規則』が改正され、第一六条が付表とともに削除されることになる。この結果、第二期国定読本には仮名の異体字が幾らか見られるが、第三期以降の国定読本からは仮名の異体字のすべてが姿を消すことになる。

## 五 国定教科書刊行以前の文部省編纂教科書

国定教科書以前の文部省編纂、刊行教科書には、次のものがある。

明治一六年九月 原亮策『小学読本』（金港堂）

明治一七年三月 文部省『読方入門』

明治一九年九月 文部省『読書入門』

これらの教科書類には、仮名字体、仮名遣いのほか、分別書きについての实例が見られる。

明治二四年文部省総務局の廃止に伴い、文部省は教科書の検定のみを行い、編集自体は廃止となった（付録「国語施策年表」参照）。

また、明治二・三〇年ごろの国定教科書以前の主要な検定教科書としては、次のようなものがあり、ここにも分別書きの実際が見られる。

普及舎『国語読本』

金港堂『尋常小学新体読本』

『尋常国語読本』

学海指針社『帝国読本』

育英舎『新撰小学読本』

『尋常小学国語教本』

今泉定介・須永和三郎『読書教本』

坪内雄蔵『国語読本』

分別書きについては、明治三九年に文部省官房図書課により「分別書き方案」が「句読法案」とともに発表された。その緒言には、次のように記されている。

本書二載スル句読法案及ヒ分別書き方案ハ現行ノ国定教科書修正ノ場合ニ則ルヘキ標準トナスヲ目的トシ本省ニ於テ設ケタル教科書調査委員会ノ審議ヲ経タルモノナリ

これによると、国語施策を審議調査する機関によつて定められたものではないが、これも広く国語施策と考えれば、教科書によりまちまちであったものが統一されることになる。しかし、実際には、明治四三年の第二期国定読本から適用される。

なお、この分別書きも、武部良明は、第五期国定教科書『国民科国語教科書』コトバノオケイコ・よみかた』から文節による分かち書きに変わったとしている。これは、橋本進吉著『新文典』の普及に伴うものである。



## 六 国定教科書と国語施策

各期の国定教科書及び、それに関連する国語施策について挙げると次のとおりである。

明治三七年 第一期国定教科書

※ 送仮名法（明治二七）、小学校令施行規則第一六条（明治三三）

明治四三年 第二期国定教科書

※ 句読法案・分別書き方案（明治三九）、送仮名法（明治四〇）

大正七年 修正本

※ 関連する国語施策なし

大正七年 第三期国定教科書

※ 関連する国語施策なし

昭和八年 第四期国定教科書

※ 常用漢字表（大正二二、昭和六修正）。この影響はなかった。

昭和一六年 第五期国定教科書

※ 関連する国語施策なし。墨塗り教科書（昭和二〇）、（昭和二二暫定本）

昭和二二年 第六期国定教科書

※ 昭和二二年内閣告示・内閣訓令「現代かなづかい」「当用漢字表」の採用

なお、昭和二四年からは検定教科書の使用が開始され、国定教科書は姿を消すことになる。

## 七 小学校令・小学校令施行規則の改正と国語教科書

明治三三年に「小学校令」及び「小学校令施行規則」が改正された。このころの代表的な教科書としては、次のようなものを挙げることができる。これらは、明治三三年八月の「小学校令施行規則」第一号表・第二号表・第三号表の影響を受けた民間及び国定の教科書である。

明治三三年 坪内雄蔵『国語読本 尋常小学校用』（富山房）

明治三三年 『尋常国語読本』（金港堂）

明治三三年 『国語読本 尋常小学校児童用』（普及舎）明治三三年訂正再版、明治三五年訂正四版

明治三三年 『国語読本 高等小学校児童用』（普及舎）明治三五年訂正四版

明治三三年 『高等国語読本』（金港堂）

明治三三年 坪内雄蔵『国語読本 高等小学校用』（富山房）

明治三三年 『高等小学国語教本』（育英舎）

明治三三年 『小学国語読本 尋常科』（学海指針社）明治三四年訂正

明治三三年 『小学国語読本 高等科』（学海指針社）

明治三四年 『尋常小学国語教本』（育英舎）

明治三四年 新小学校令実施。施行規則第一六条を教科書に適用。

明治三十七年 『尋常小学読本』（イエスシ読本）八冊、『高等小学読本』八冊（明治三七・四、使用開始。）

「国語」の教育と国語施策とが大きくかわりを見せるのは、明治三十三年の「小学校令施行規則」である。施行規則の第一六条並びに第一号表から第三号表までがそのものである。第一六条には、

小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体ハ第一号表ニ、字音仮名遣ハ第二号表下欄ニヨリ又漢字ハ成ルヘク其ノ数ヲ節減シテ応用広キモノヲ選フヘシ

尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三号表ニ掲クル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選フヘシと記されている。

第一号表は、周知のように、平仮名、片仮名の種類とそれぞれの字体表である。平仮名、片仮名ともに清音のほかに撥音及び濁音、半濁音を含めそれぞれ七六字の仮名を示している。ヤ行の仮名は、「やいゆえよ」「ヤイユエヨ」のそれぞれ五字、ワ行の仮名も「わゐうゑを」「ワキウエヲ」の五字である。

第二号表は従来から用いていた字音仮名遣いを表音式に改めるものである。しかし和語の仮名遣いについては触れていない。この表では長音となるものについては長音符号を採用している。例えば、

従来から用いていた字音仮名遣い

あう あふ おう

↓

新たに定める表音式仮名遣い  
おー

のようにである。

第三号表は使用すべき漢字の一覧表である。一二〇〇字の漢字が収められている。この表の備考欄には次のように記されている。

本表ハ漢字中略字ニテ広く通用セルモノハ之ヲ使用スルモ妨ナシ

人名地名及本表ニ掲ケサル物名等ニシテ特ニ漢字ニテ示スヘキ必要アルモノハ之ヲ加ヘ授クルモ妨ケナシ

ところで、編纂趣意書によると、後述するように、第一期国定読本では五〇〇字、第二期国定読本では一三六〇字、第三期国定読本では一三四八字であるという。施行規則の第三号表と比べたとき、第一期国定教科書はかなり少ない漢字によっているが、第二期国定教科書や第三期国定教科書はかなりの漢字を使用していることになる。もっとも明治四一年には明治三三年施行の施行規則は改正され第一六条及び第一号表以下三表も削除された。そう考えれば、第二期・第三期国定教科書の漢字掲出数が多くなることも当然の結果なのかもしれない。なお、武部良明著『日本語の表記』によれば、明治二〇年の『尋常小学読本』では、一九八五字の新出字であったと言う。また『尋常小学読本』「緒言」によると次のように記されている。

漢字ハ、其用最モ広キ者ノ中ニ就テ、大凡二千字ヲ選ビテ、之ヲ全部中ニ編入シ、成ルタケ（引用者注、収録文献「可キ」、私に削除。）、簡画ノ者ヨリ、漸漸繁画ノモノニ及ボセリ。

（日本教科書大系 近代編第五卷 国語（二））

この二〇〇〇字という数字は『高等小学校読本』における使用漢字を合わせたものであろう。そう考えたときに武部が示した数字に意味があることになる。また、文部省文化局国語課編『国語施策年表』には「尋常小学、高等小学の課程を通じて約二〇〇〇字の漢字を教えることにした」とある。明治三十三年の施行規則に比べるとかなり多い字数であるが、当時の考え方の一つの現れであろう。ところで、この『尋常小学読本』は、その後の検定教科書の在り方に大きな影響力を持つものとして位置付けられる。その意味でこの教科書の使用する約二〇〇〇〇字という字種数と明治三十三年の施行規則に見る一二〇〇〇字という数とは相互に相いれないものを持っていると言える。

## 八 国定教科書の刊行

明治四十一年に「小学校令施行規則」の改正が行われたが、これにより、第一号表から第三号表までが削除されることになり、字音仮名遣い、仮名字体、漢字種数は旧来に復することになった。教科書としては、明治四十三年四月から使用が開始された、文部省『尋常小学読本』（第二期国定読本）が該当する。

各期の国定教科書について関連する事項を略記すると、次のとおりである。

○第一期国定教科書『尋常小学読本』（イエスシ読本）八冊、『高等小学読本』八冊（明治三七・四、使用開始。）

一部に文語文を交えるが、東京語を標準にした口語により書いた教材を用いている（標準語教育）。このほか、分ち書き（尋常小学読本）巻四まで、棒引き仮名遣い、促音小書き、片仮名先習、振り仮名、『尋常小学読本』巻一・二の句読法（第四期国定教科書まで続く）などを挙げることができる。

○第二期国定教科書『尋常小学読本』（ハタタコ読本）一二冊（明治四三・四、使用開始。）

第一期同様に、一部に文語文を交える。分ち書き（巻四まで）、歴史的仮名遣い、旧字体、外来語片仮名書き、片仮名先習、振り仮名、一部に変体仮名使用などが挙げられる。このほか巻一・二の句読法については第一期同様のものが見られる。

○第三期国定教科書『尋常小学国語読本』（ハナハト読本）（白表紙本）一二冊（大正七・四、使用開始。）

都市の児童に適應するように考えられた新編集のものであるが、第二期までと同様に一部に文語文を

交える。このほか、分ち書き（巻四まで）、歴史的仮名遣い、外来語片仮名書き、片仮名先習、振り仮名、第一期から踏襲している句読法（巻一・二）などがある。

○第四期国定教科書『小学国語読本』（サクラ読本）一二冊（昭和八・四、使用開始。）

従来とは異なる新しい編集方針によるものであるが、国語施策に関連する事項としては、第一期以来の、一部に文語文を交えることを踏襲している。歴史的仮名遣い、外来語片仮名書き、片仮名先習、振り仮名、促音・撥音小書き、分ち書き（小学国語読本）巻四まで などである。

○第五期国定教科書『ヨミカタ』二冊、『コトバノオケイコ』二冊、『よみかた』二冊、『ことばのおけいこ』二冊、『初等科国語』（アサヒ読本）八冊、『高等科国語』三冊（昭和一六・四、使用開始。）

第四期の編集方針を受け継ぎ、新たに、『ヨミカタ』に対応した『コトバノオケイコ』『ことばのおけいこ』計四冊を準備している。

国語施策に関連する事項としては、口語教材の一部に文語文を交えることをはじめ、片仮名先習、振り仮名、一・二年生での分ち書き採用、外来語片仮名書き、歴史的仮名遣い、促音・撥音小書き（初等科国語三）まで など大きな変更はないが、分ち書きは第一期以来のものとは少し変更を加えている。これは、武部良明が指摘しているが（『日本語の表記』、橋本進吉の文節論の考え方を導入したものである。なお、従来の「編纂趣意書」に代わり「教師用書」が発行された。

○第六期国定教科書『こくご』四冊、『国語』（みんないい子読本）一一冊（昭和二三・四、使用開始。）

従来までの教科書とは異なり、教材はすべて口語文である。また、「当用漢字表」及び「現代かなづかい」が全面的に採用され、従来の片仮名先習の行き方から、平仮名先習へと変更されている。このほ

か、一・二年生では分ち書き採用、外来語片仮名書き、促音・撥音小書きなどは従来と同様である。

なお、昭和二四年から検定教科書制度に切り替えられたため、国定教科書の編纂は第六期を最後に廃止となった。

## 九 標準語の普及

第一期以降の教科書は、まず標準語の普及徹底を担っていたと言えることができる。教材としては、第五期まで文語教材を含むが、口語教材は東京語を標準語として位置付けるものとして存在する。

明治三七年より使用を開始した、『尋常小学読本』の『編纂趣意書』に、

口語ヲ多クシ用語ハ東京ノ中流社会ニ行ハルモノヲ取りカクテ国語ノ標準ヲ知ラシメ其統一ヲ図ルヲ務ムルト共ニ

と記載されているとおり、国定読本は東京語を標準語として採用する方針を貫いてきた。すなわち、第二期国定読本の『編纂趣意書』にも、

口語ハ略東京語ヲ以テ標準語トセリ。

とあって、第二期以降の国定読本においてもこの精神を継承し、「用語ハ其ノ選択ノ方針従来ト異ナル所ナシ」(第三期国定読本『編纂趣意書』)として口語文教材を採用している。このことはその後の第四期国定読本や第五期国定国語教科書、第六期国定国語教科書にも引き継がれて今日に至っている。

一方、国語調査委員会は大正五年に『口語法』、大正六年に『口語法別記』を刊行している。ここにも、  
現今我が国ニ於ケル口語ハ、地方ニヨリ頗ル区々ニシテ一致セズ。本書ハ主トシテ今日東京ニ於テ専ラ教育アル人々ノ間ニ行ハル口語ヲ標準トシテ案定シ、其ノ他ノ地方ニ於ケル口語ノ法則トイヘドモ広く用ザラル、モノハ或程度マデ之ヲ斟酌シタリ。  
(『口語法』「例言」)

という記述が見られ、当時の社会における「標準語」というものの意識がうかがわれるだけでなく、「標準語」を制定しようとする努力が明白である。この点で、国定国語教科書類は、その普及に大きく貢献していることになる。

## 一〇 国定教科書における漢字使用

国語教科書と国語施策との間の目立つ関連事項としては漢字使用の問題がある。国定教科書における新出漢字の状況を『編纂趣意書』及び『国定読本用語総覧』によって見ると、表のようになる。

第一期国定教科書の時代は、六年制をとっていない時代である。したがって、表には『尋常小学読本』(イエスシ読本 八冊(一年から四年までとして)と『高等小学読本』八冊(五年・六年として)の新出漢字を示した。なお、この教科書は明治三三年の「小学校令施行規則」第三号表の下にあるものである。また、四年生までの教科書に出てくる新出漢字数は五〇〇字である。

第二期国定教科書『尋常小学読本』(ハタタコ読本) 一二冊(明治四三・四、使用開始)及び第三期国定教科書『尋常小学国語読本』(ハナハト読本)(白表紙本) 一二冊(大正七・四、使用開始)の新出漢字については、明治四十一年に「小学校

国定教科書における新出漢字の状況

|            | 一期                    | 二期       | 三期   | 四期                             | 五期             | 六期                            |
|------------|-----------------------|----------|------|--------------------------------|----------------|-------------------------------|
| 1 年        | 10字                   | 34字      | 49字  | 82字                            | 129字           | 50字                           |
| 2 年        | 73                    | 119      | 173  | 234                            | 276            | 98                            |
| 3 年        | 161                   | 268      | 307  | 336                            | 244            | 150                           |
| 4 年        | 256                   | 351      | 343  | 298                            | 225            | 144                           |
| 5 年        | 152*                  | 313      | 244  | 215                            | 234            | 133                           |
| 6 年        | 202*                  | 275      | 232  | 197                            | 193            | 109                           |
| 合計         | 854                   | 1360     | 1348 | 1362                           | 1301           | 684                           |
| 国語施策<br>案等 | 小学校令施行規則第3号表<br>1200字 | 左の第3号表削除 |      | 常用漢字表<br>1962字<br>修正常用漢字表1858字 | 標準漢字表<br>2669字 | 当用漢字表<br>1850字<br>当用漢字表別表881字 |
| 施行年等       | 明治33年                 | 明治41年    |      | 大正12年昭和6年修正                    | 昭和17年          | 昭和21年、昭和23年                   |

令施行規則」第三号表が他の表とともに削除されている関係で、事実上の制限は受けていないことになる。

第四期国定教科書『小学国語読本』（サクラ読本 一二冊（昭和八・四、使用開始）の時代には、大正一二年の「常用漢字表」及び昭和六年の「常用漢字表（修正）」があるが、いずれも事実上実施されていない。

第五期国定教科書（アサヒ読本）が順次使用開始され、昭和一七年「標準漢字表」が直接教科書に反映されることはなかったと言つてよいであろう。なお、この期の高等科国語教科書には、五一〇字の新出漢字があり、六年生までのものと合わせると一八一一字となる。

第六期国定教科書『こくご』四冊、『国語』（みんない子読本）一一冊（昭和二三・四、使用開始）は、昭和二一年の「当用漢字表」が適用されている教科書である。しかし義務教育用の漢字を定めた「当用漢字別表」の内閣告示は、昭和二三年となる関係上、「当用漢字別表」の影響はないと考えられる。

以上の各期国定教科書新出漢字数一覧によつて、国語

施策との関連を見るならば、少なくとも漢字数としては、教科書の方がはるかに制限色の強いことが分かる。

## 一一 戦後の国語施策と国定教科書

国定最後の第六期教科書は、昭和二二年から使用が開始されたが、「当用漢字表」「現代かなづかい」を最初に採用した教科書である。このことは以下に述べるようにその後の検定教科書にも引き継がれることになる。

昭和二三年に文部省により発表された『教科用図書検定の一般的基準について』によると、

二 漢字、かなづかい、ローマ字綴など、適当であるか

教科書の文章や文字は、今後国語政策の線にそうことが要求されること、また児童や生徒のすでに学習したところを基礎としなくてはならない。大体漢字の使用、かなづかい、ローマ字綴、学術用語は、次のような基準によると同時に、児童生徒の国語学力（引用者注、収録文献「力」字なし。私に「力」字補入）に基礎をおいて用いられるようにすることが求められる。

（一） 小学校・中学校の教科書で使用する漢字は当用漢字の範囲とし、その範囲外の漢字は「かな」をつけること。

（二） かなづかいは、現代かなづかいによること。

（三） ローマ字綴は訓令式又はヘボン式によること。

（四） 学術用語は、その学術用語を用いる学科で、最も普通に用いられるもの。

〔戦後日本教育史料集成 第二巻〕による。

とある。「当用漢字表」「現代かなづかい」は、昭和二年内閣告示・訓令、「当用漢字別表」「当用漢字音訓表」は昭和二年内閣告示・訓令、なお、「当用漢字字体表」は、昭和二年内閣告示・訓令、送りがなはかなり遅れて昭和三四年に内閣告示・訓令により実施された。しかし、この送り仮名については、昭和二一年に文部省国語調査室が「送りがなのつけ方(案)」を発表している。ローマ字のつづり方は昭和二九年内閣告示・訓令により実施されている。

この検定基準以降、国語施策の普及徹底を、国語教科書が一層強力に担っていくことになる。

検定制度に切り替えられた、昭和二四年以降の小学校用の国語の教科書について、『教科用図書検定基準』(昭和二四・二、文部省告示。)によると次のように記載されている。

漢字・かなづかい・ローマ字つづりが適切であるか。

- (1) 使用する漢字は、固有名詞のほかは、原則として当用漢字別表の範囲内に限り、それ以外の漢字を必要とする場合には、当用漢字表中のなるべくやさしい漢字を用いることとする。漢字の用い方については、当用漢字音訓表による。
- (2) 固有名詞などにおいて、やむを得ず(1)以外の漢字の用い方を必要とするときは、初出の際にふりがなをつけるなどの方法によって、読み方を示すこととする。
- (3) (省。)
- (4) かなは、特に必要な場合のほかは、原則として、ひらがなを用いる(ふりがなの場合を含む)。
- (5) かなづかいは、現代口語文においては、現代かなづかいを用いる(ふりがなの場合を含む)。
- (6) 原典をそのまま載せる必要がある場合には、(1)から(5)までによらなくてもよい(ふりが

なの場合を含む)。

- (7) 送りがなは、おおむね現行の教科書の用例による。

- (8) ローマ字つづりは、特別の必要のない限り、訓令式・日本式・標準式(ヘボン式)のうち、どれか一つを一貫して用いる。  
(戦後日本教育史料集成 第二巻)による。

中学校や高等学校においても小学校の場合とほぼ同様で、当用漢字別表が当用漢字表と変わるだけである。

以上のことから明らかなように、昭和二四年以降の国語の教科書は、「当用漢字表」、「当用漢字別表」、「当用漢字音訓表」、「現代かなづかい」によることが明示され、送り仮名については当時の国定教科書における用例によることが明らかにされている。

## 一二 終わりに

国定教科書と国語施策との関連は、これまで述べたもののほかにも様々なものがあるが、ここでは、その主要なものにとどめておくことにする。

「当用漢字表」や「現代かなづかい」「これからの敬語」などの戦後一連の国語施策は、普及と徹底の度合いから見ると、史上まれなものと言ってよいであろう。これはもちろん、様々な要因の結果ではあるが、小中学校における国語科の授業の影響は見逃すことができないであろう。